

第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



笑顔咲く

子どもいきいき くろしお町

令和7年3月策定



目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 策定体制.....	3
第2章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境.....	4
1. 統計による黒潮町の状況.....	4
2. 子育て支援に関するニーズ調査結果の概要.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1. 基本理念.....	23
2. 基本目標.....	23
3. 施策体系.....	23
第4章 教育・保育事業の整備と施策の展開.....	24
基本目標1. 親と子どもの健康の確保と増進（妊娠前～就学前まで）.....	24
基本目標2. 豊かな心を育てる環境づくり（小学生～高校生まで）.....	32
基本目標3. 多様な子育て環境を支援する.....	38
基本目標4. 教育・保育および地域子育て支援の充実.....	48
第5章 計画の推進・点検体制.....	57
1. 推進体制.....	57
2. 計画の評価・確認等.....	57
資料編.....	58
1. 施策一覧表.....	58
2. 策定経過.....	64
3. 黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例.....	65
4. 黒潮町子ども・子育て支援会議運営規則.....	66
5. 黒潮町子ども・子育て支援会議委員名簿.....	67

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

黒潮町では、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づき、平成27年4月から令和2年3月を第1期とした「黒潮町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年4月から令和7年3月を第2期として、「子どもの貧困対策」を「黒潮町 子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第2期計画を策定しました。これは、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、適切で切れ目のない支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することがない町を目指したことによるものです。

国は「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、具体的には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)を成立させました。

黒潮町では、第2期計画の見直し・継続・拡充を行い、この法改正を反映させた第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが黒潮町でも求められます。改めて、黒潮町の子ども・子育て支援施策やそれを実行する職員・関係機関が「こども」中心の観点で行われているか振り返り、常に意識しておく必要があります。

少子化・人口減少により児童生徒数が減少するにもかかわらず、不登校や不登校傾向にある児童生徒の数は減っておらず(第3期黒潮町教育振興基本計画より)、児童虐待もゼロになることはありません。貧困、移住、多様な価値観、インターネット・SNSの普及など様々な要因が複雑に絡まり合っているのが最近の要保護・要支援家庭の特徴となっています。

本計画の策定にあたって実施したニーズ調査によると、黒潮町で子育てを続けたいと考えている方が8割という結果でした。海、山、川と恵まれた自然に囲まれた黒潮町は子育てをするのに相応しい自然環境です。この結果が5年後には10割となるよう『笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町』の基本理念に基づき、子育て支援を地域とともに遂行する必要があります。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます

また、本計画は「黒潮町総合戦略」とともに、黒潮町教育振興基本計画など各種関連計画との整合性も図りながら、全ての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものとし、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととします。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、国における法制度の改正や社会情勢、地域の子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4. 策定体制

本計画は行政関係者、学識経験者、福祉・保健・教育関係者等で構成する「黒潮町子ども・子育て会議」において計画の内容等を協議するとともに、アンケート調査の結果や自立支援協議会子ども部会の意見等を踏まえ検討・策定しました。

第2章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境

1. 統計による黒潮町の状況

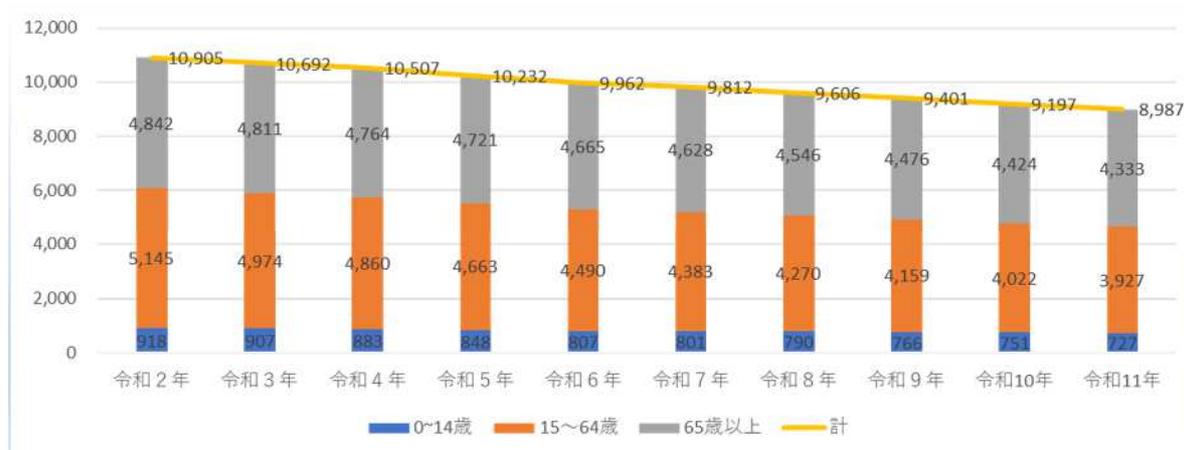
(1)人口

①総人口

総人口は令和2年の10,905人から、令和6年には9,962人へと減少しており、年々減少傾向にあります。

また、令和7年からの推計人口も年々減少する見込みとなっており、令和11年には8,987人となっています。

年齢3区別にみても、いずれの年齢においても減少(減少見込)しております。

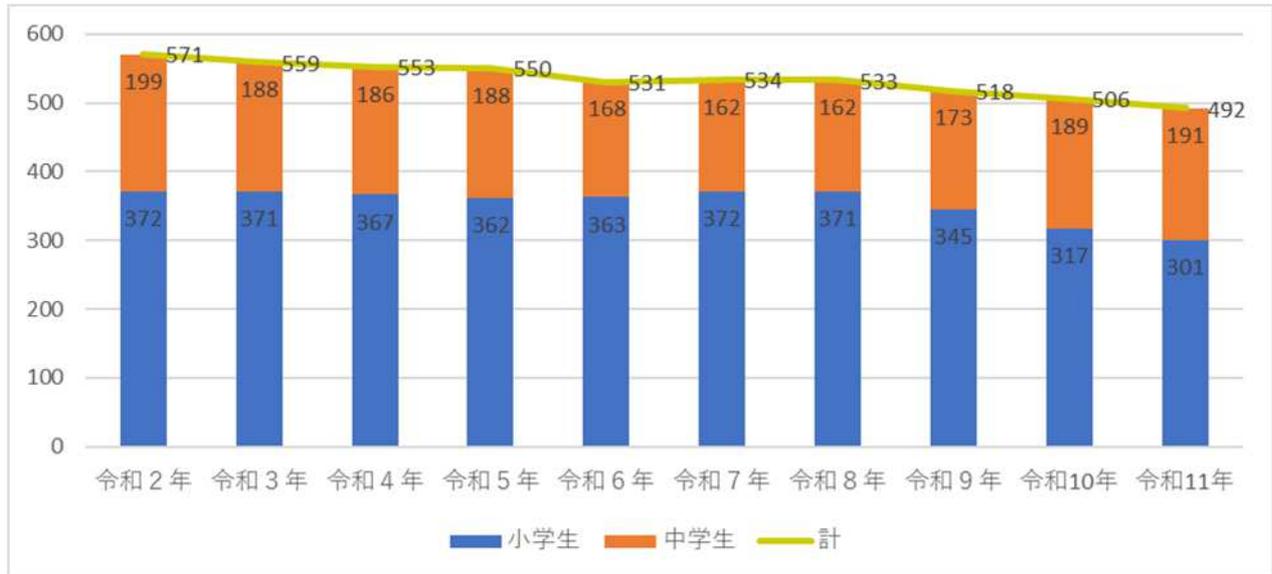


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0~14歳	918	907	883	848	807	801	790	766	751	727
15~64歳	5,145	4,974	4,860	4,663	4,490	4,383	4,270	4,159	4,022	3,927
65歳以上	4,842	4,811	4,764	4,721	4,665	4,628	4,546	4,476	4,424	4,333
計	10,905	10,692	10,507	10,232	9,962	9,812	9,606	9,401	9,197	8,987

出典 住民基本台帳(各年9月末日時点)

②就学児童・生徒数

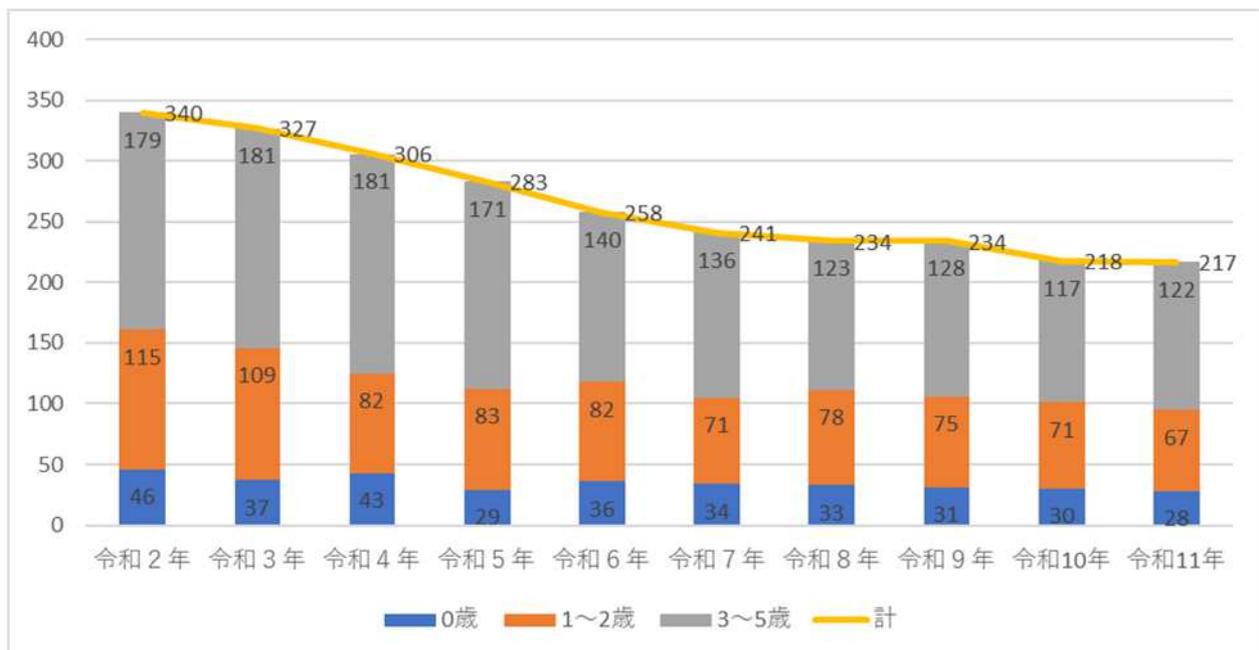
就学児童・生徒数は令和 2 年 571 人から令和 6 年 531 人へと減少しており、年々減少傾向にあります。また、令和 7 年からの推計人口も年々減少する見込みとなっており、令和 11 年には 492 人となっています。



出典 教育委員会資料(各年 5 月 1 日時点)

③就学前児童

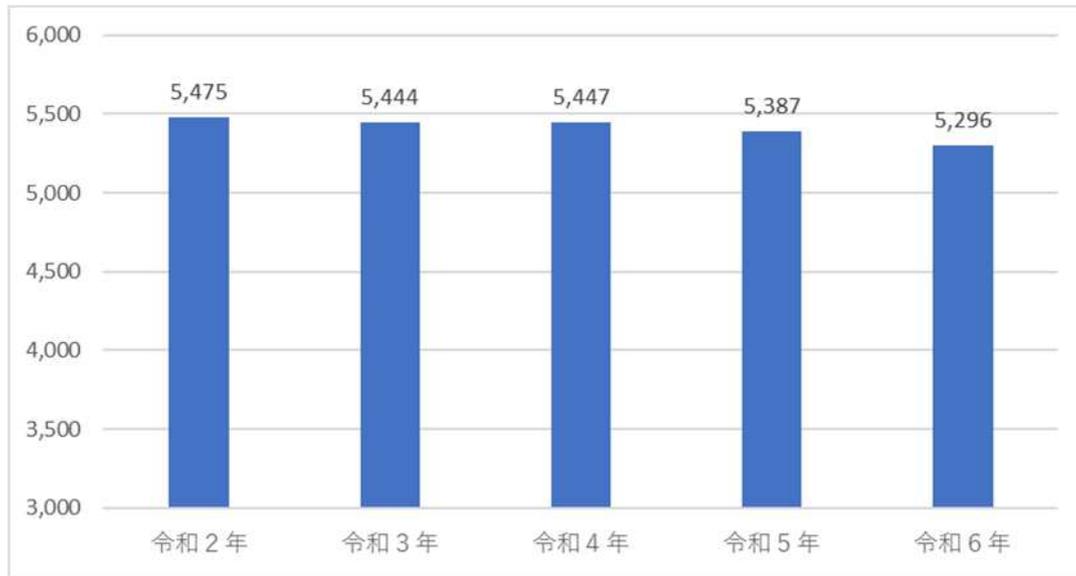
就学前児童は令和 2 年 340 人から令和 6 年 258 人へと減少しており、令和 7 年からの推計人口も年々減少する見込みとなっています。また、年齢 3 区分別にみても減少(減少見込)となっています。



出典 住民基本台帳(各年 9 月末日時点)

(2) 世帯数

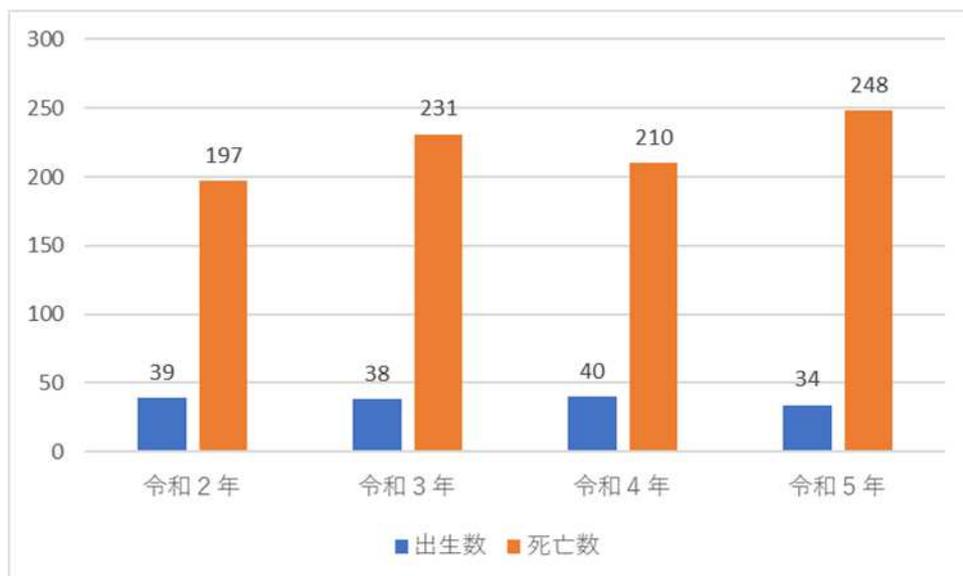
世帯数は令和2年度から令和6年度にかけて減少となっており、年度平均で45戸程度が減少しています。



出典 住民基本台帳(各年9月末日時点)

(3) 出生数、死亡数

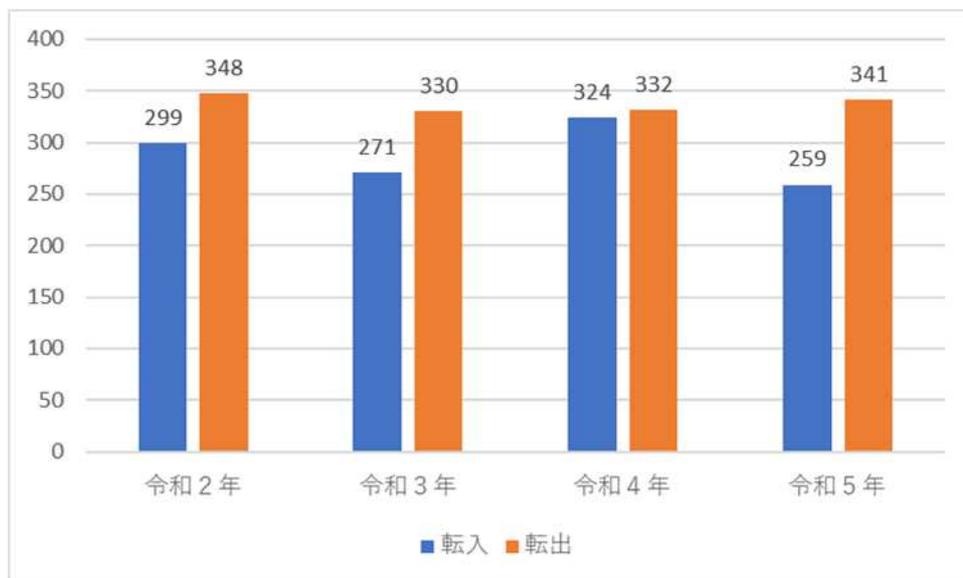
令和2年には死亡数が出生数の約5倍となっており、令和5年には約7倍になっています。



出典 住民基本台帳

(4) 転入、転出

毎年転出者数が転入者数を上回っていますが、令和4年には転出者数と転入者数の差が8名となっています。



出典 住民基本台帳

2. 子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、本町における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握し、計画策定の資料とするため、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2)調査概要

項目	子ども・子育てニーズ調査 (就学前児童)	子ども・子育てニーズ調査 (小学生)
調査対象者	町内在住の就学前児童(0～5歳)の 全保護者	町内在住の小学生の全保護者
調査期間	令和6年9月3日(火) ～9月18日(水)	令和6年9月3日(火) ～9月18日(水)
調査方法	保育所配布・回収または 郵送配布・回収による本人記入方式	小学校配布・回収または 郵送配布・回収による本人記入方式
配布数	289 件	364 件
有効回収数	200 件	270 件
有効回収率	69.2%	74.1%

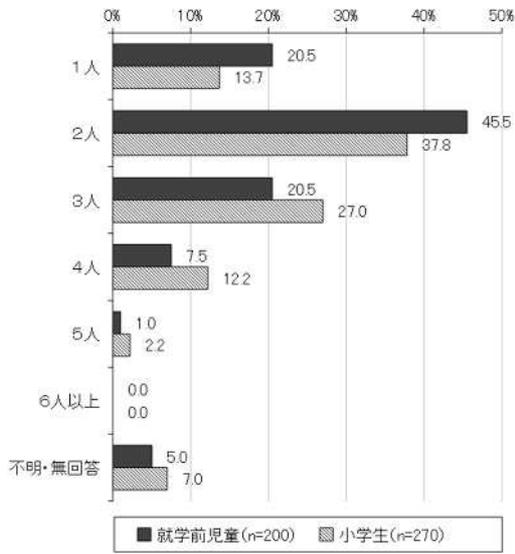
(3)結果概要

ここでは下記の①～⑩のとおり主なものを記載しております。全項目の集計結果は別紙「第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果報告書」に記載しております。

- ①アンケート回答者の主な家族状況
- ②地域子育て支援センターについて
- ③子どもの放課後の過ごし方について
- ④両親の育児休業等の取得状況について(就学前児童のみ)
- ⑤子育てに関して、悩んでいること、または気になること
- ⑥気軽に相談できる人
- ⑦子育てに関する情報の入手について
- ⑧地域で子育てを支えるために、どんなことが必要か
- ⑨黒潮町での子育てについて
- ⑩少子化対策について

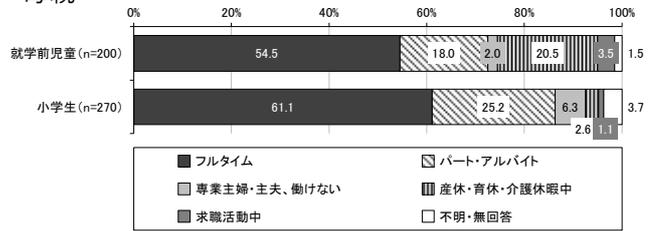
①アンケート回答者の主な家族状況

1. きょうだいの人数

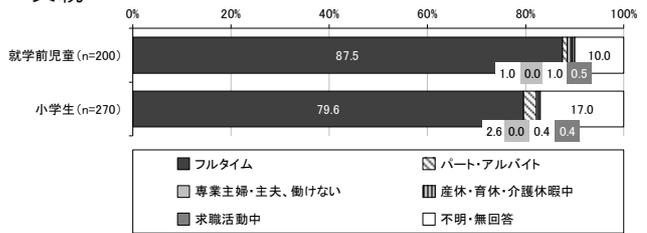


2. 就労状況

母親

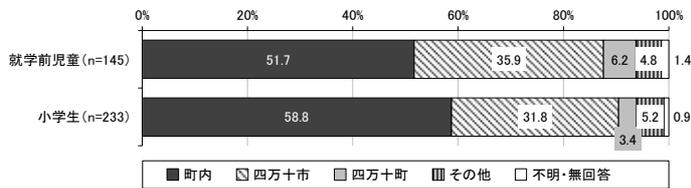


父親

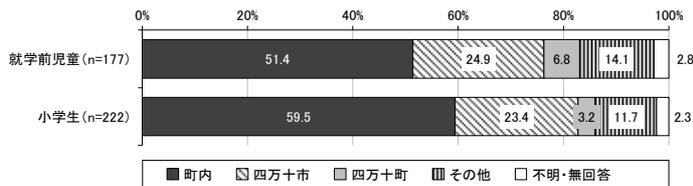


3. 就労場所

母親



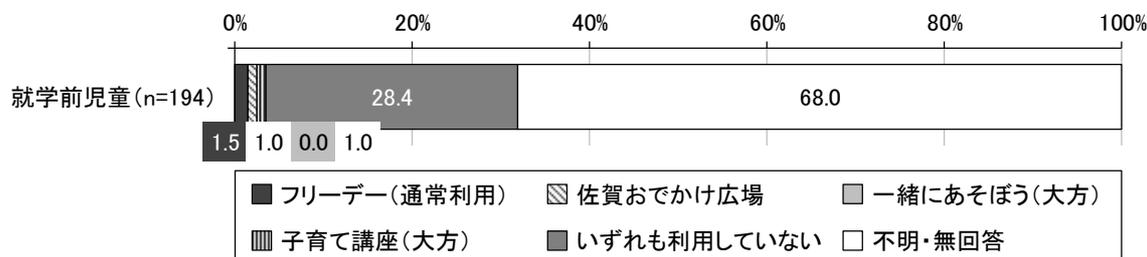
父親



②地域子育て支援センターについて

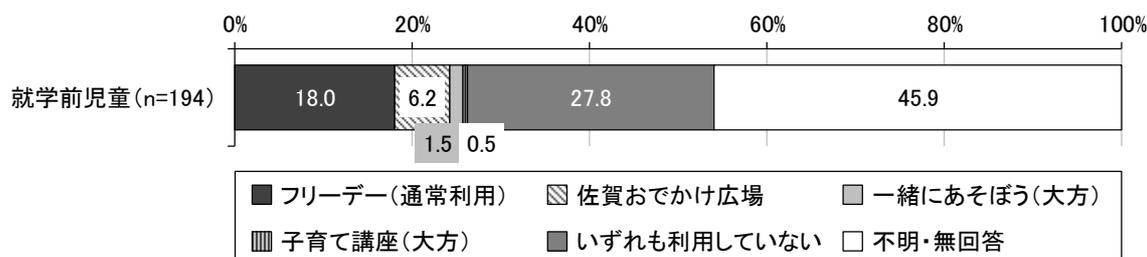
①現在利用している【未就園対象】

「いずれも利用していない」が28.4%と最も高く、次いで「フリーデー（通常利用）」が1.5%、「佐賀おでかけ広場」「子育て講座（大方）」が1.0%となっています。



②過去に利用していた【就園児対象】

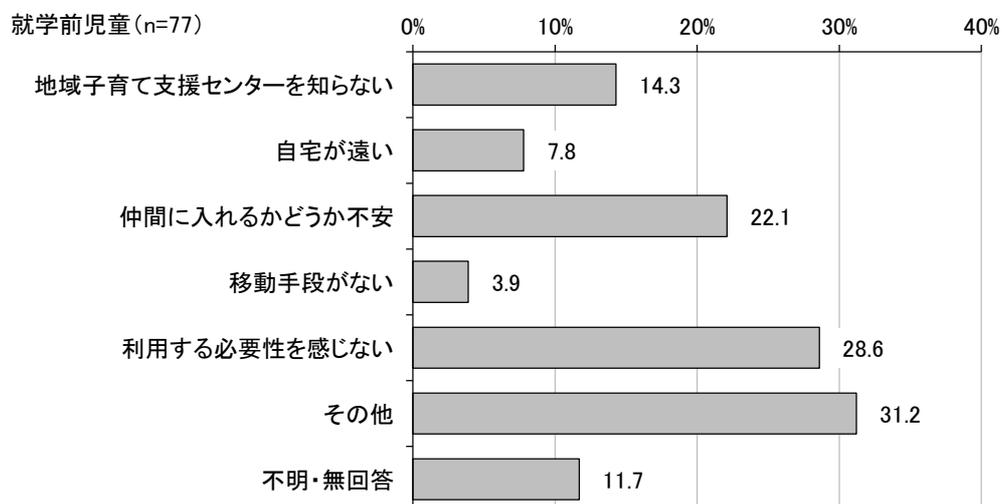
「いずれも利用していない」が27.8%と最も高く、次いで「フリーデー（通常利用）」が18.0%、「佐賀おでかけ広場」が6.2%となっています。



(18) 地域子育て支援センターを利用していない（利用していなかった）理由を教えてください。

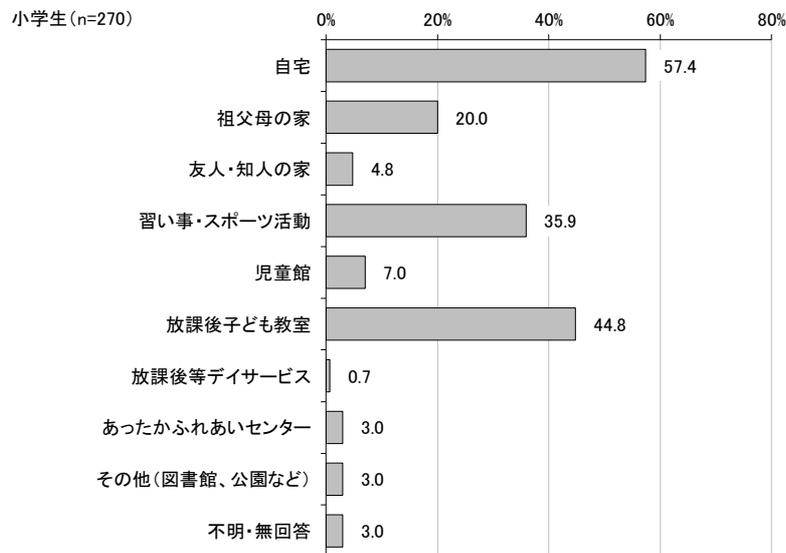
(複数回答) [就学前児童：問 11-2]

「その他」が31.2%と最も高く、次いで「利用する必要性を感じない」が28.6%、「仲間に入れるかどうか不安」が22.1%となっています。



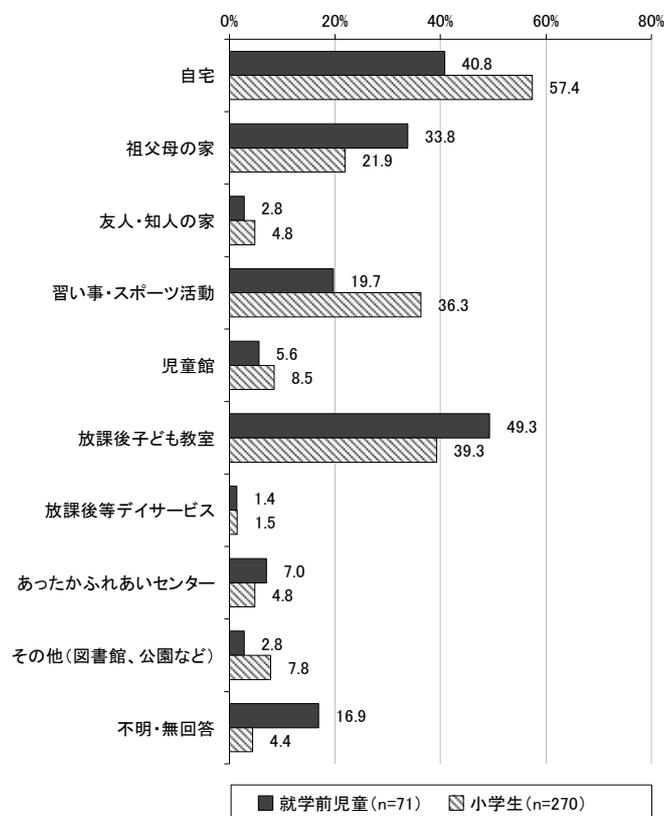
③子どもの放課後の過ごし方について

「自宅」が57.4%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が44.8%、「習い事・スポーツ活動」が35.9%となっています。



就学前児童（5歳以上の方）では、「放課後子ども教室」が49.3%と最も高く、次いで「自宅」が40.8%、「祖父母の家」が33.8%となっています。

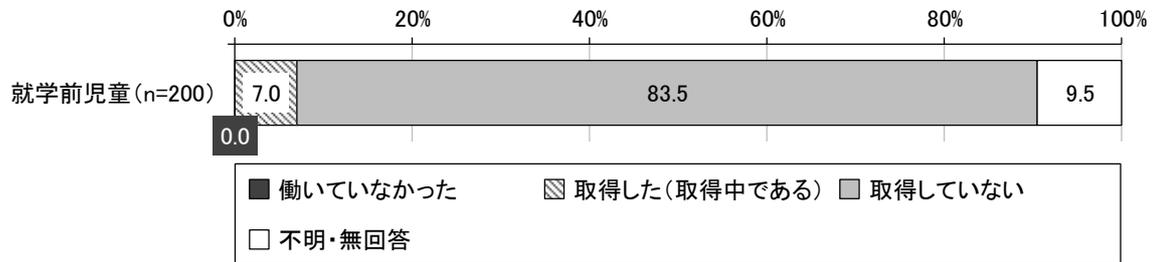
小学生では、「自宅」が57.4%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が39.3%、「習い事・スポーツ活動」が36.3%となっています。



④両親の育児休業等の取得状況について(就学前児童のみ)

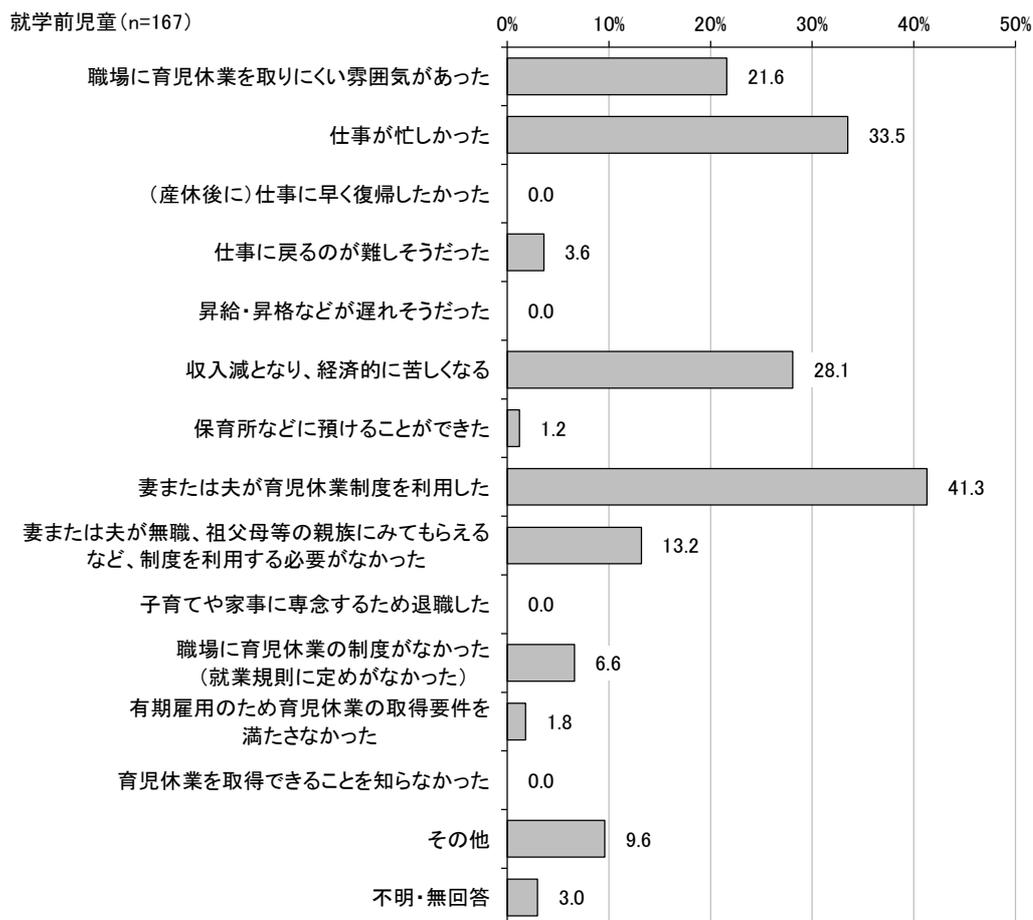
②父親

「取得していない」が83.5%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が7.0%となっています。



※なお、父親の育児休業等の取得状況は10年前のアンケートと同結果となっております。

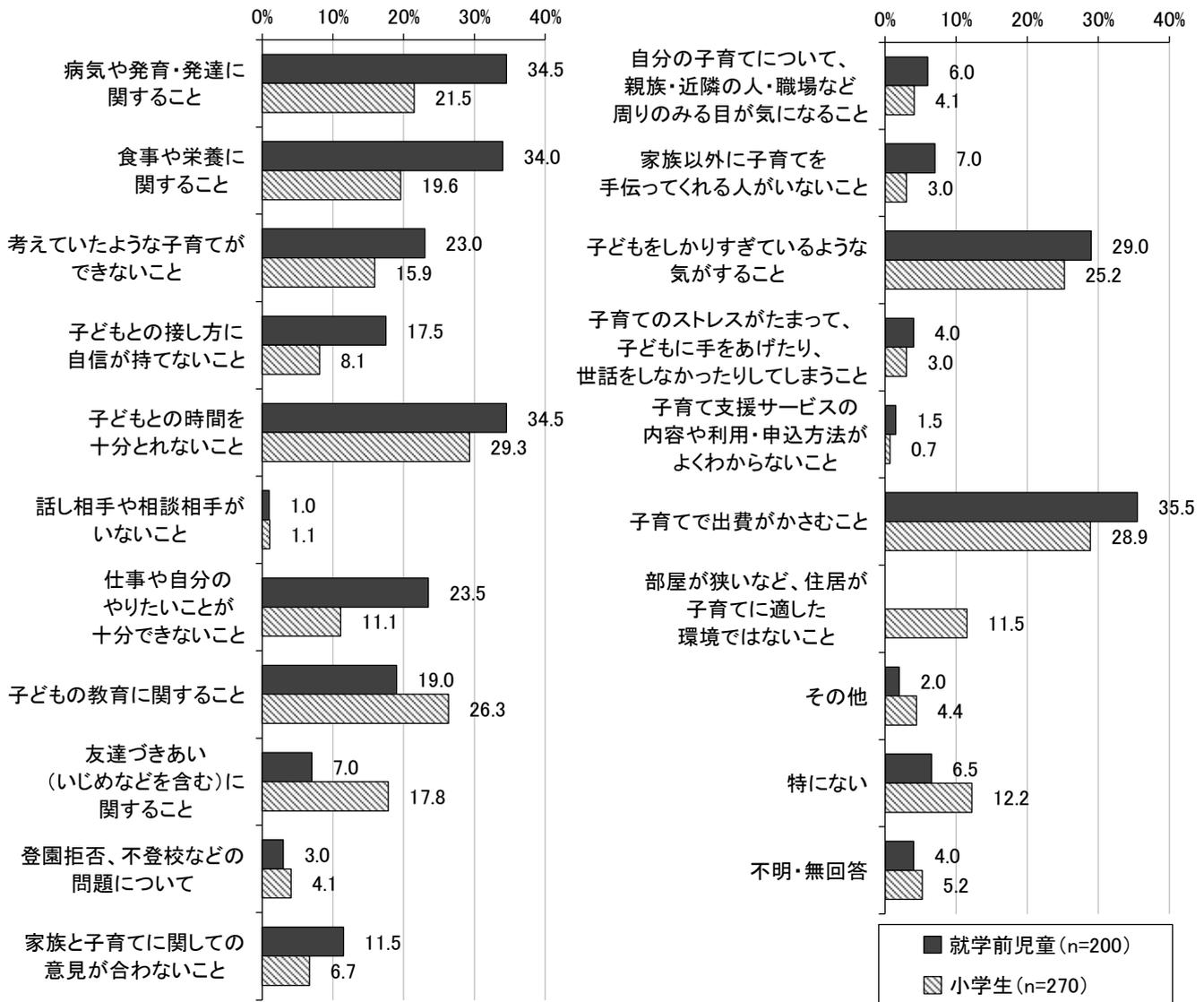
その理由として、「妻または夫が育児休業制度を利用した」が41.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が28.1%となっています。



⑤子育てに関して、悩んでいること、または気になること

就学前児童では、「子育てで出費がかさむこと」が35.5%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間を十分とれないこと」が34.5%となっています。

小学生では、「子どもとの時間を十分とれないこと」が29.3%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」が28.9%、「子どもの教育に関すること」が26.3%となっています。



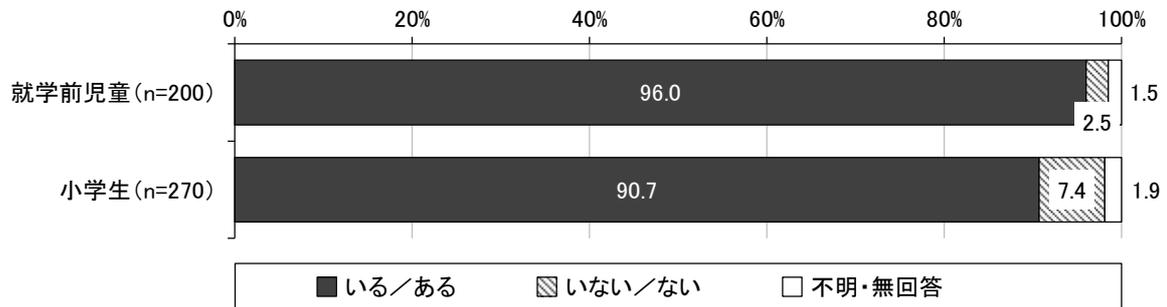
※小学生調査のみの選択肢：「部屋が狭いなど、住居が子育てに適した環境ではないこと」

小学生調査の選択肢：「不登校などの問題に関すること」

⑥気軽に相談できる人

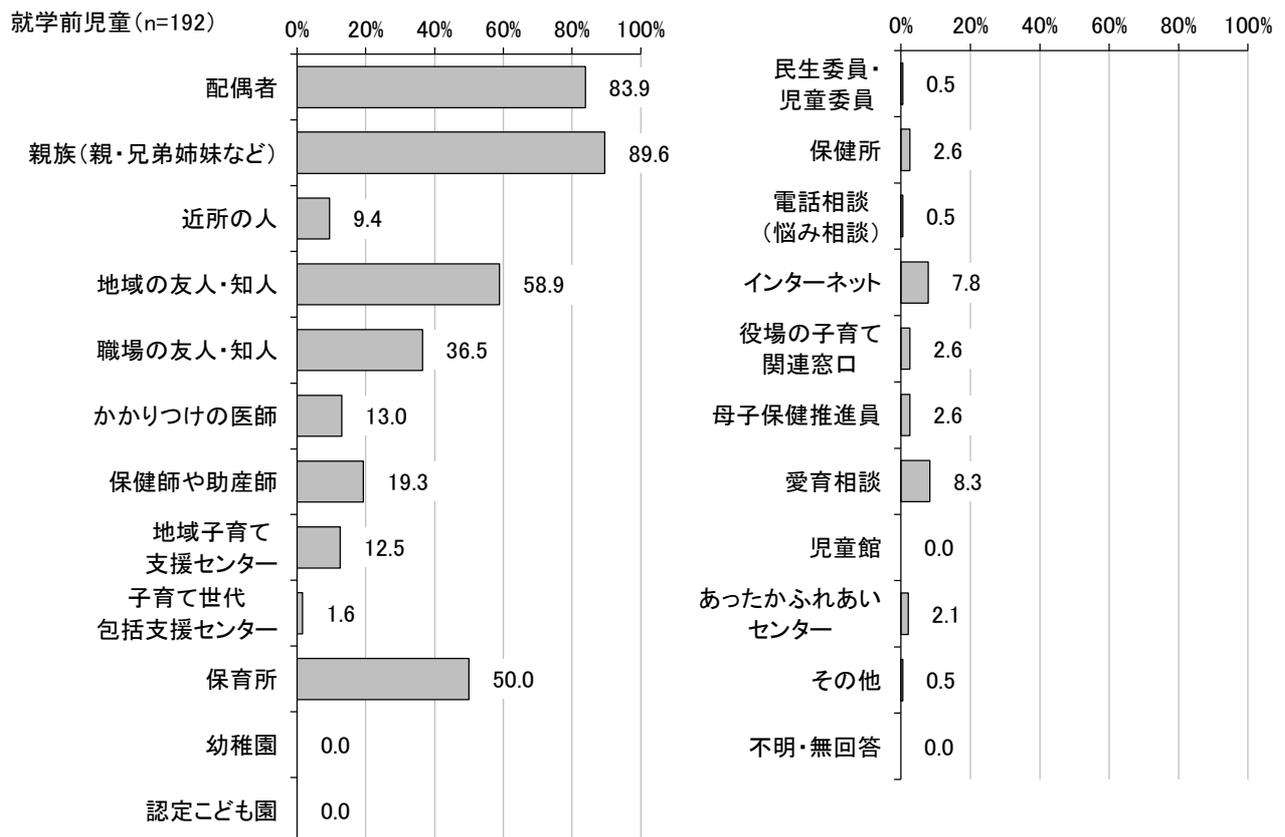
就学前児童では、「いる／ある」が96.0%、「いない／ない」が2.5%です。

小学生では、「いる／ある」が90.7%、「いない／ない」が7.4%です。



◎就学前児童の相談先

「親族（親・兄弟姉妹など）」が89.6%と最も高く、次いで「配偶者」が83.9%、「地域の友人・知人」が58.9%となっています。



※10年前のアンケート結果では、地域の友人・知人が80.4%、保健師や助産師3.1%、地域子育て支援センター4.6%、保育所19.9% でした。

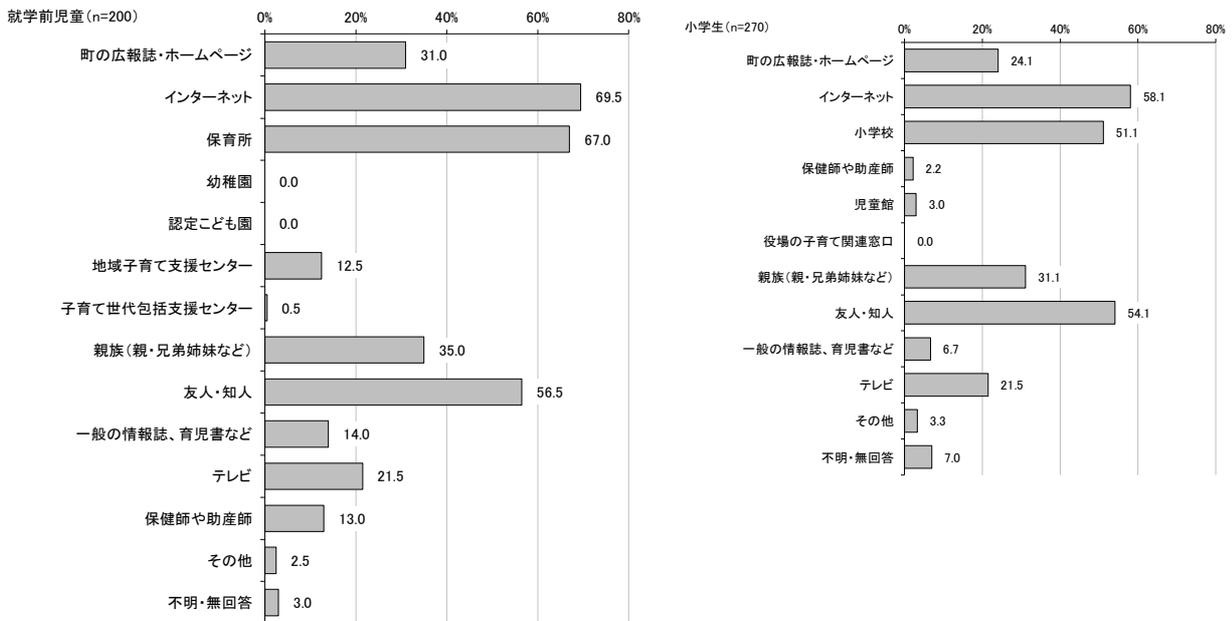
⑦子育てに関する情報の入手について

◎就学前児童

「インターネット」が69.5%と最も高く、次いで「保育所」が67.0%、「友人・知人」が56.5%となっています。

◎小学生

「インターネット」が58.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が54.1%、「小学校」が51.1%となっています。

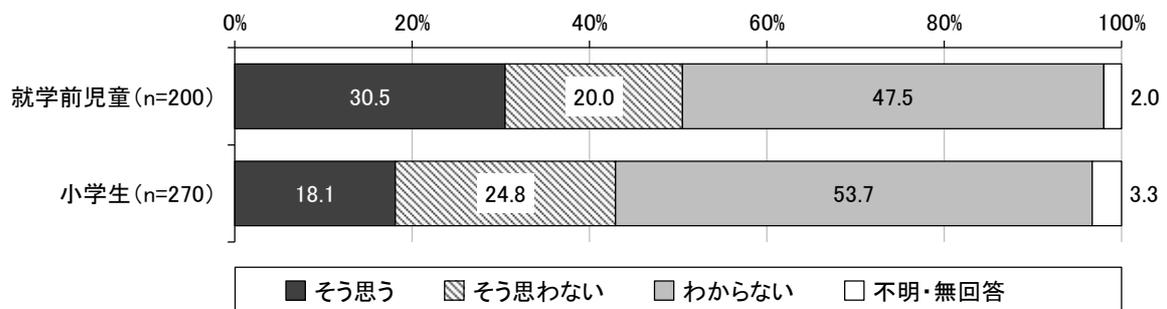


(44) 黒潮町の子育て支援サービスの情報は入手しやすいと思いますか。(単数回答)

[就学前児童：問23、小学生：問20]

就学前児童では、「わからない」が47.5%と最も高く、次いで「そう思う」が30.5%、「そう思わない」が20.0%となっています。

小学生では、「わからない」が53.7%と最も高く、次いで「そう思わない」が24.8%、「そう思う」が18.1%となっています。

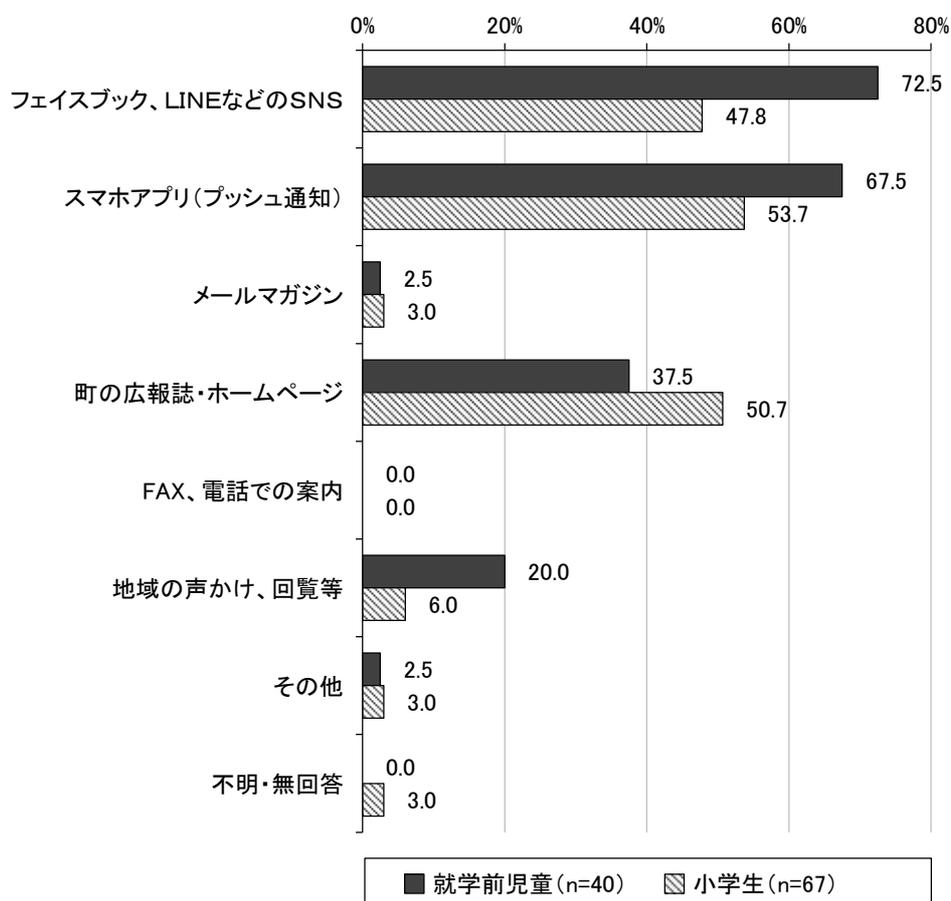


(45) どのような手段で情報を入手できればよいと思いますか。(複数回答)

[就学前児童：問 23-1、小学生：問 20-1]

就学前児童では、「フェイスブック、LINEなどのSNS」が72.5%と最も高く、次いで「スマホアプリ（プッシュ通知）」が67.5%、「町の広報誌・ホームページ」が37.5%となっています。

小学生では、「スマホアプリ（プッシュ通知）」が53.7%と最も高く、次いで「町の広報誌・ホームページ」が50.7%、「フェイスブック、LINEなどのSNS」が47.8%となっています。

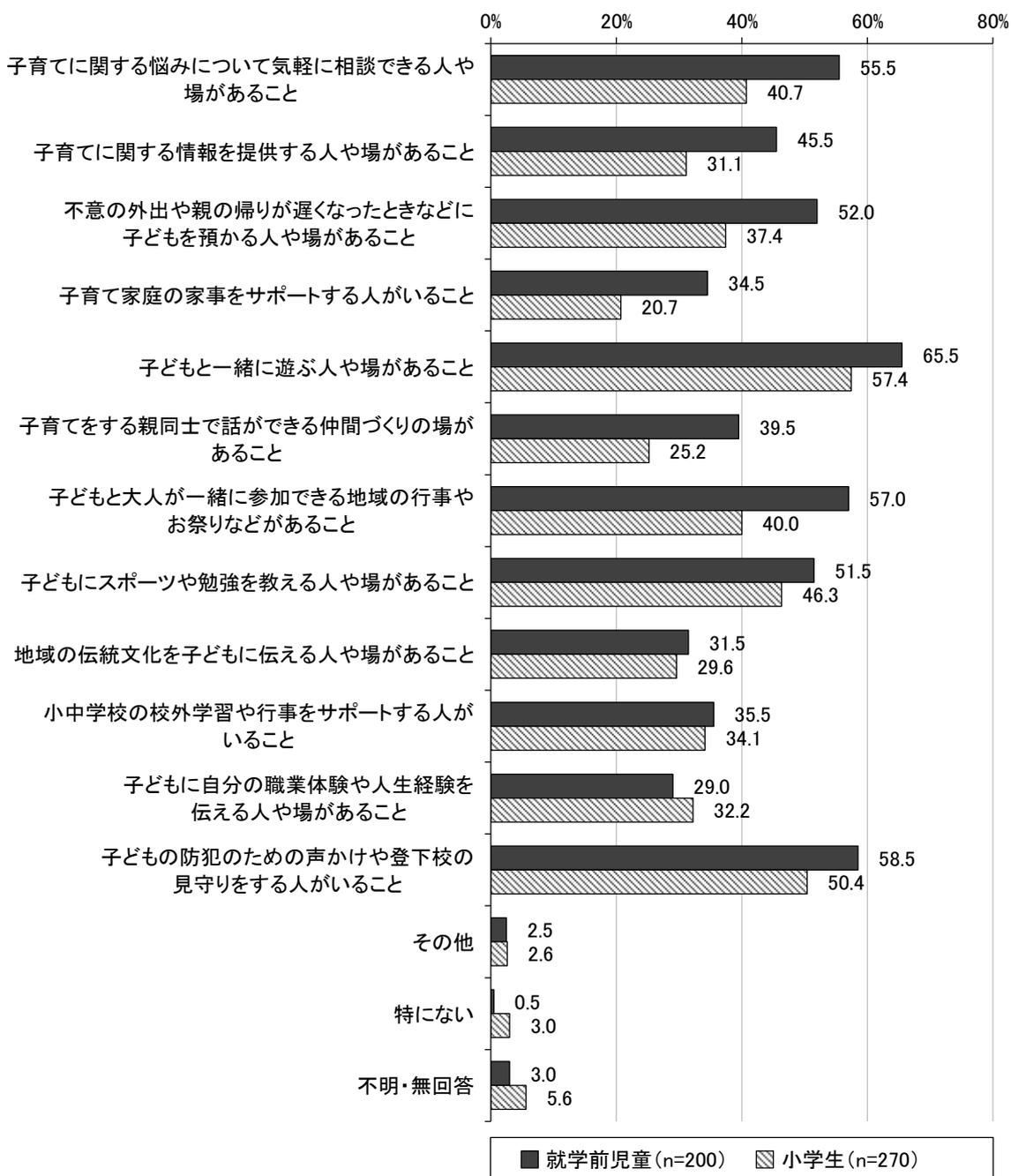


⑧地域で子育てを支えるために、どんなことが必要か

[就学前児童：問 25、小学生：問 22]

就学前児童では、「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が 65.5%と最も高く、次いで「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 58.5%、「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」が 57.0%となっています。

小学生では、「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が 57.4%と最も高く、次いで「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 50.4%、「子どもにスポーツや勉強を教える人や場があること」が 46.3%となっています。

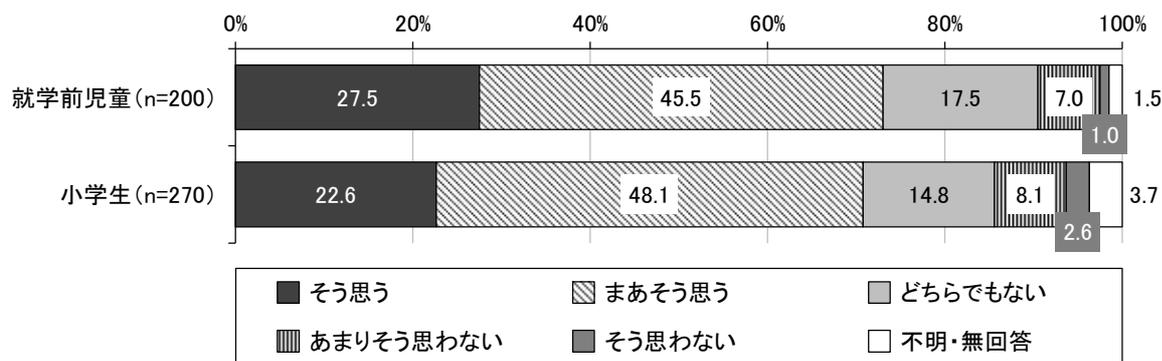


⑨黒潮町での子育てについて

(49) 黒潮町は子育てがしやすいまちだと思いますか。(単数回答) [就学前児童：問 27、小学生：問 24]

就学前児童では、「まあそう思う」が45.5%と最も高く、次いで「そう思う」が27.5%、「どちらでもない」が17.5%となっています。

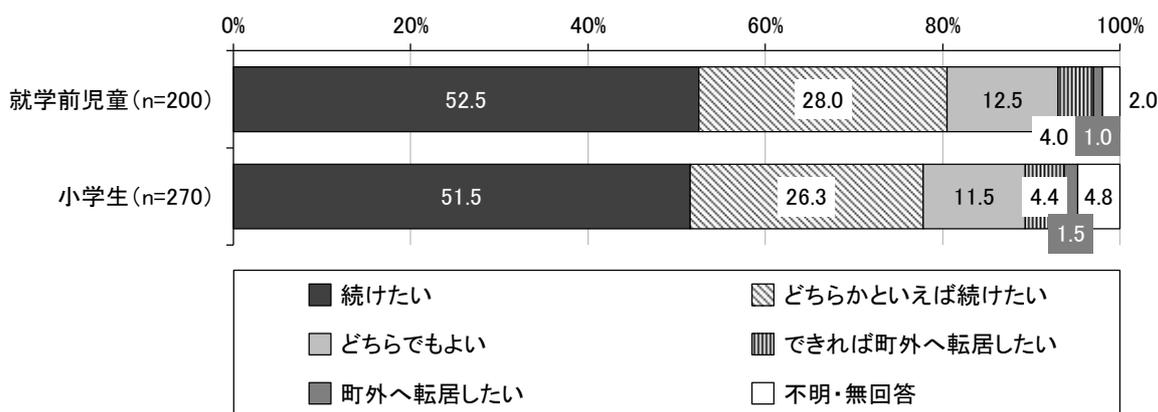
小学生では、「まあそう思う」が48.1%と最も高く、次いで「そう思う」が22.6%、「どちらでもない」が14.8%となっています。



(50) 今後も、黒潮町で子育てを続けたいと思いますか。(単数回答) [就学前児童：問 28、小学生：問 25]

就学前児童では、「続けたい」が52.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば続けたい」が28.0%、「どちらでもよい」が12.5%となっています。

小学生では、「続けたい」が51.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば続けたい」が26.3%、「どちらでもよい」が11.5%となっています。

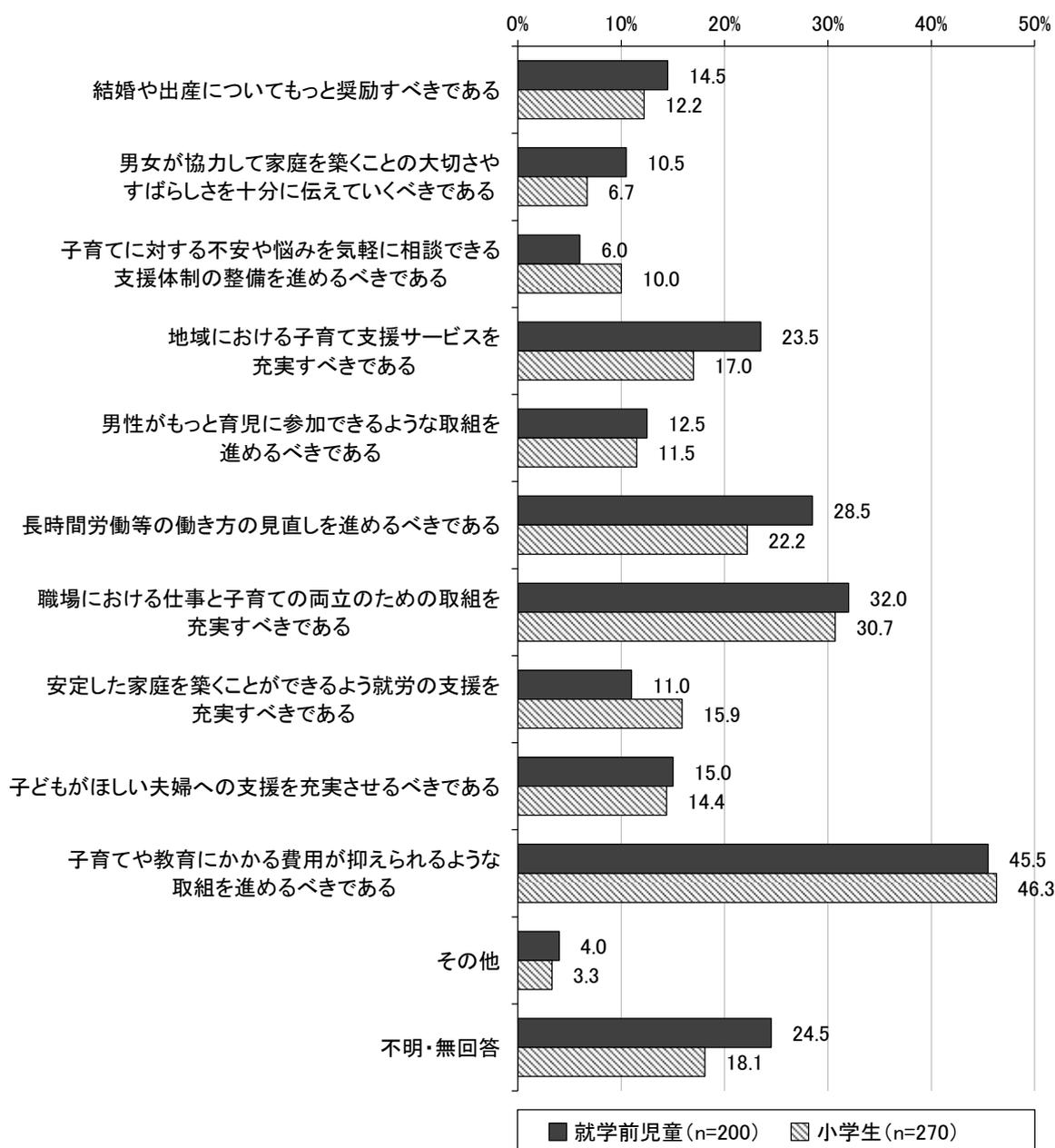


⑩少子化対策について

(52) 少子化対策に関して、どのようにお考えですか。(複数回答) [就学前児童：問 29、小学生：問 26]

就学前児童では、「子育てや教育にかかる費用が抑えられるような取組を進めるべきである」が 45.5%と最も高く、次いで「職場における仕事と子育ての両立のための取組を充実すべきである」が 32.0%、「長時間労働等の働き方の見直しを進めるべきである」が 28.5%となっています。

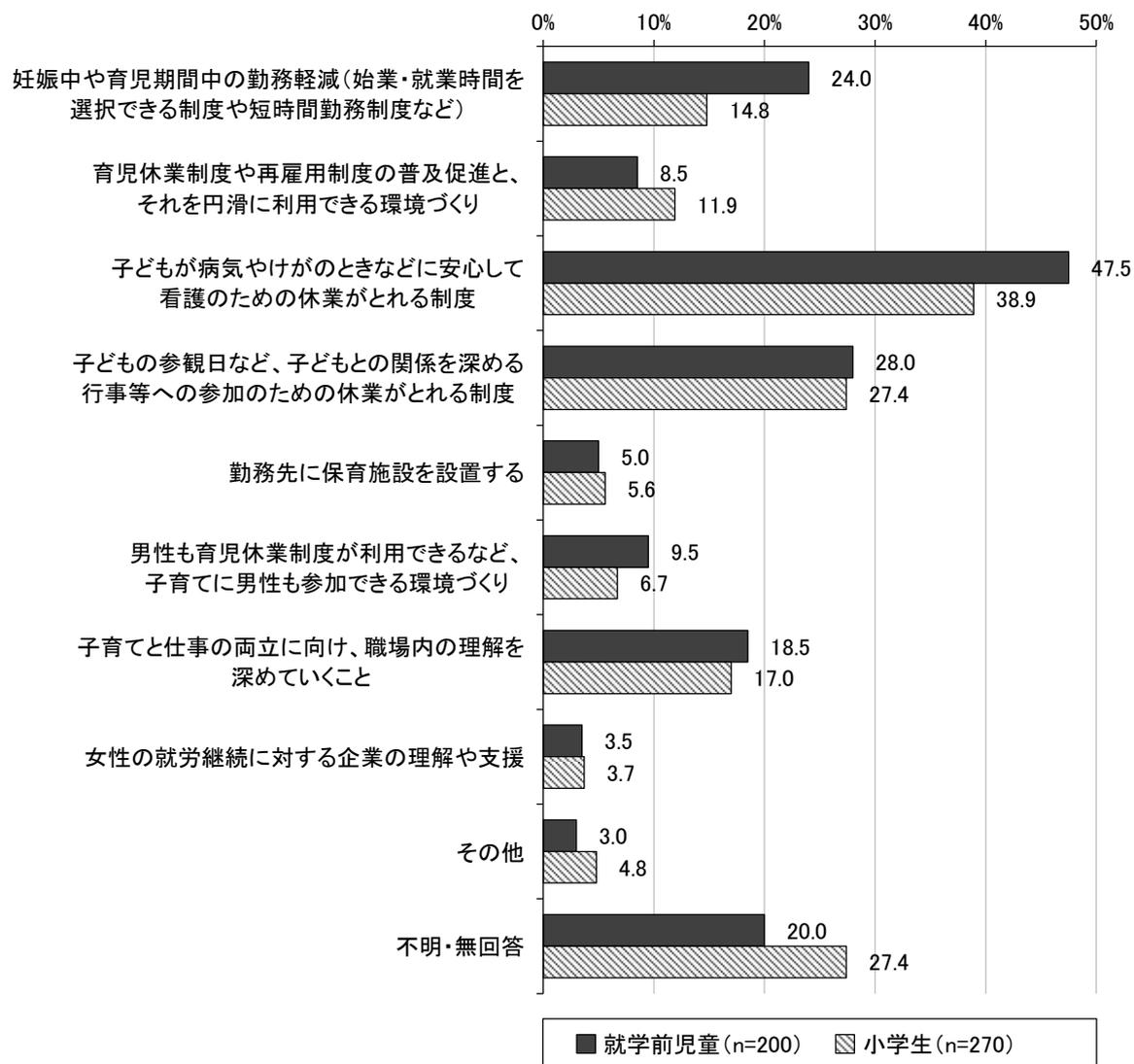
小学生では、「子育てや教育にかかる費用が抑えられるような取組を進めるべきである」が 46.3%と最も高く、次いで「職場における仕事と子育ての両立のための取組を充実すべきである」が 30.7%、「長時間労働等の働き方の見直しを進めるべきである」が 22.2%となっています。



(53) 仕事と子育ての両立支援を図るため、どのような制度や支援策を企業などに取組みたいと思いますか。(複数回答) [就学前児童：問30、小学生：問27]

就学前児童では、「子どもが病気やけがのときなどに安心して看護のための休業がとれる制度」が47.5%と最も高く、次いで「子どもの参観日など、子どもとの関係を深める行事等への参加のための休業がとれる制度」が28.0%、「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など）」が24.0%となっています。

小学生では、「子どもが病気やけがのときなどに安心して看護のための休業がとれる制度」が38.9%と最も高く、次いで「子どもの参観日など、子どもとの関係を深める行事等への参加のための休業がとれる制度」が27.4%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと」が17.0%となっています。

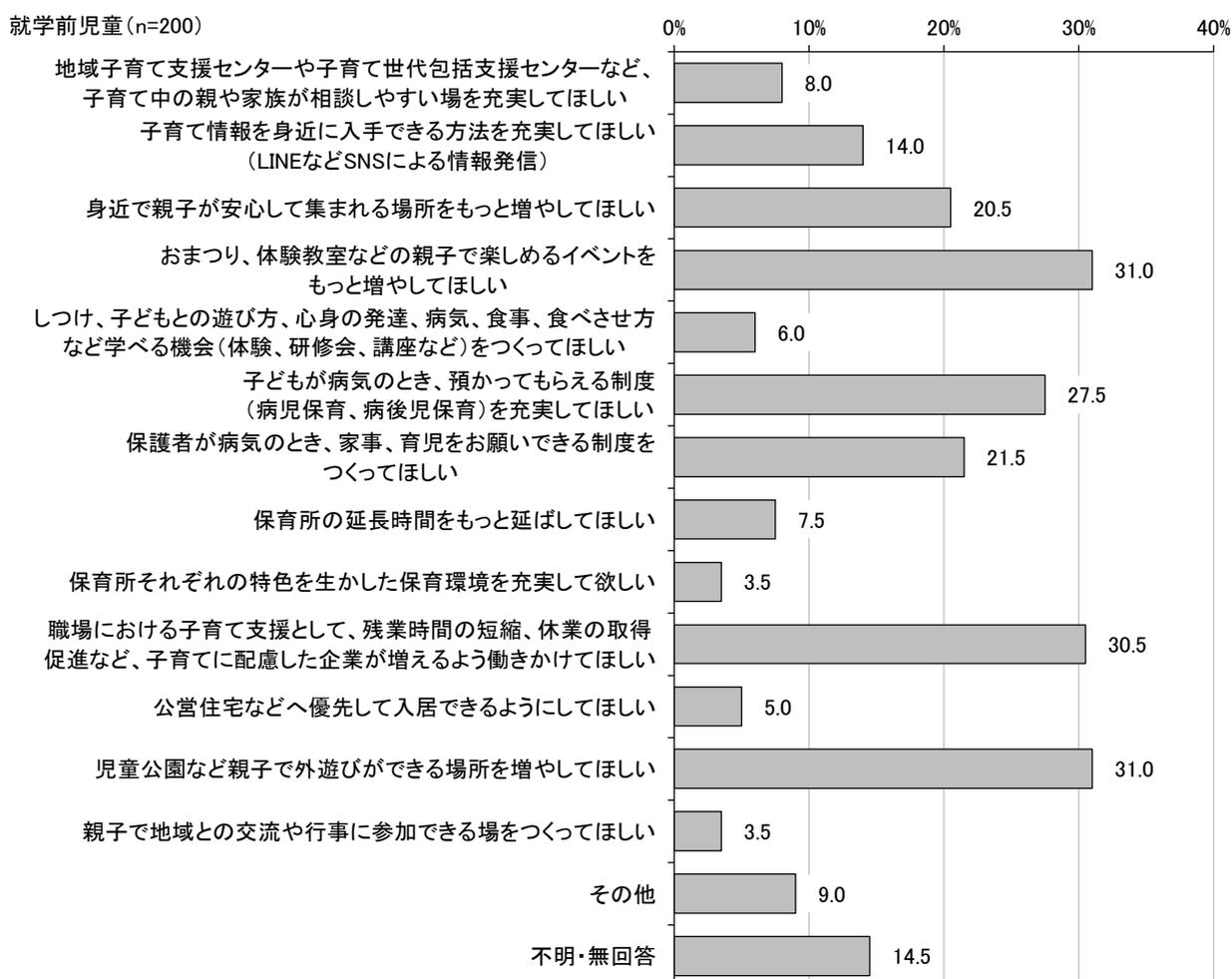


(54) 皆さんが、今後希望される子育て支援について教えてください。(複数回答)

[就学前児童：問 31、小学生：問 28]

◎就学前児童

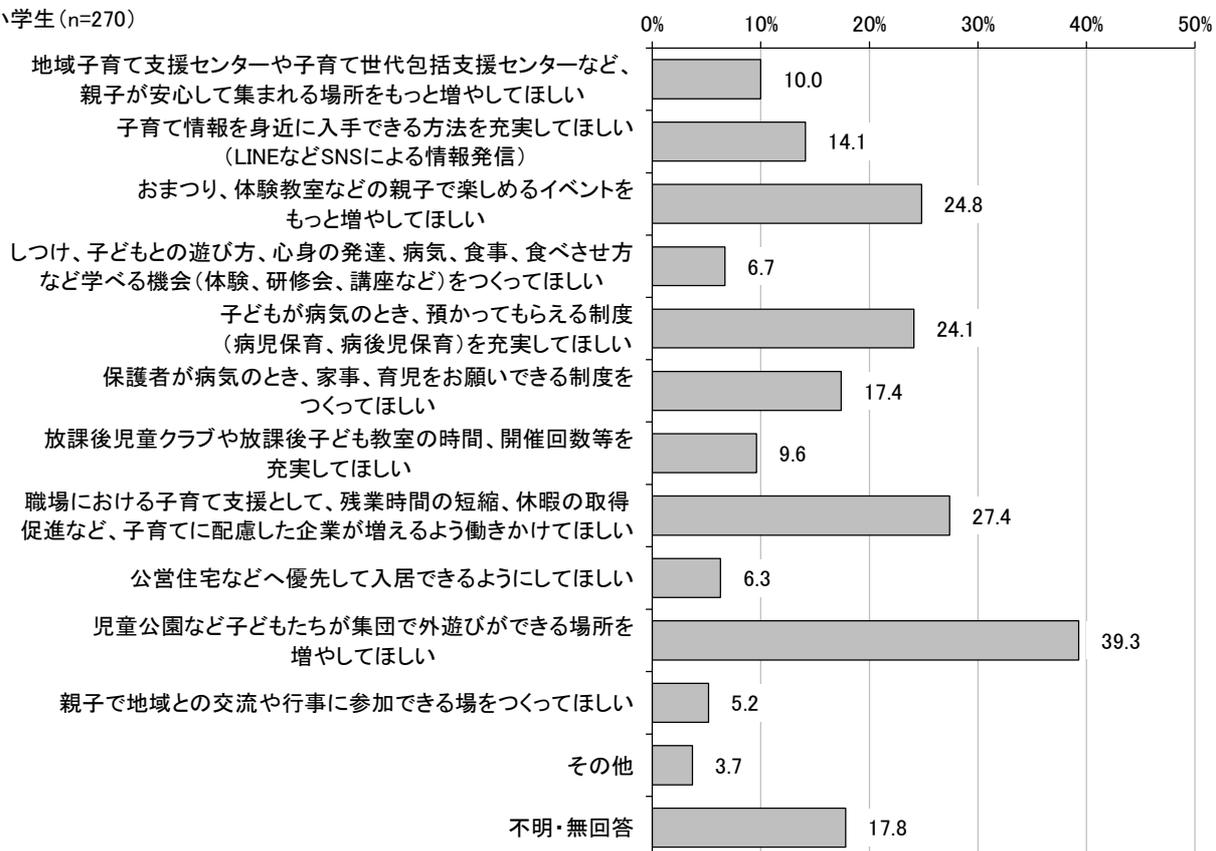
「おまつり、体験教室などの親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい」「児童公園など親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」が 31.0%と最も高く、次いで「職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休業の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」が 30.5%となっています。



◎小学生

「児童公園など子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」が39.3%と最も高く、次いで「職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」が27.4%、「おまつり、体験教室などの親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい」が24.8%となっています。

小学生 (n=270)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもたちの笑顔が花咲くように溢れ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるよう、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

「笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町」

2. 基本目標

1. 母親と子どもの健康の確保と増進
2. 子どものための教育環境の整備
3. 多様な子育て環境を支援する
4. 保育および地域子育て支援の充実

3. 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町	1. 親と子どもの健康の確保と増進 (妊娠前～就学前まで)	(1)妊娠前から出産までの安心を提供する (2)乳幼児と安心して暮らせる環境づくり (3)将来を見据えた子どもの育ちの支援
	2. 豊かな心を育てる環境づくり (小学生～高校生まで)	(1)子どもの安心・安全を提供する (2)多様な教育環境の整備
	3. 多様な子育て環境を支援する	(1)ひとり親家庭への支援 (2)障がい児支援の充実 (3)生活困窮・要支援家庭への支援 (4)その他の支援施策
	4. 保育および地域子育て支援の充実	(1)教育・保育提供区域の設定 (2)教育・保育の量の見込み及び確保方策 (3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 及び確保方策

第4章 教育・保育事業の整備と施策の展開

基本目標1. 親と子どもの健康の確保と増進（妊娠前～就学前まで）

(1) 妊娠前から出産までの安心を提供する

- ・不妊治療の補助
- ・妊産婦等包括相談支援事業および妊婦のための支援給付交付金
- ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科検査
- ・初回産科受診料助成事業
- ・産婦健康診査事業
- ・新生児聴覚検査
- ・未熟児養育事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・愛育相談
- ・産後ケア事業 ・産前・産後サポート事業



事業名	不妊治療の補助	担当課	健康福祉課
事業内容	一般不妊治療、特定不妊治療について助成を行います。 一般不妊治療は、1年度につき上限5万円、期間は補助の対象となる診療日の属する月から起算して継続する5年間としています。特定不妊治療は、治療開始日の年齢に応じて、最大上限10万円(県の補助を控除した額が対象)を補助します。		
現状・課題	・令和6年度より一般不妊治療も対象にして実施しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	妊産婦等包括相談支援事業	担当課	健康福祉課
事業内容	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、経済的支援(各届出時に5万円ずつ給付)を一体として実施するものです。		
現状・課題	・妊娠後期に妊婦への全戸訪問を実施することで、妊娠経過の把握やリスクの早期発見ができるようになりました。また、保健師との関係づくりのスムーズにでき産後の支援につながりやすくなっています。 ・年3回の面談を基本とし、ハイリスク妊婦等に対しては面談回数を増やすなどの対応を行います。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	妊婦健康診査	担当課	健康福祉課
事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導 を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付時に妊婦一人につき14枚の受診券を配布しており、県内の各医療機関での健診が可能です。 ・受診率の向上に努めます。 ・妊娠届について早めに届け出を行ってもらえるよう周知していきます。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	妊婦歯科検査	担当課	健康福祉課
事業内容	妊娠による歯の健康維持、歯周病対策によるリスク出産の予防、出産後の意識づけなどを目的として妊娠期間中に1回の歯科受診を助成(無料化)します。		
現状・課題	・徐々に受診率の向上があり、妊娠期の歯科への意識定着がみられます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	初回産科受診料助成事業	担当課	健康福祉課
事業内容	初回の産科の受診料を支援する事業です。		
現状・課題	・妊婦の経済的負担軽減が図られています。認知度が低いため周知をしていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	産婦健康診査事業	担当課	健康福祉課
事業内容	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査です。(母体の身体的機能回復、授乳状況及び精神状態の把握等)。		
現状・課題	・新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行後、全産婦が健康受診し、産後早期に支援が必要な産婦を把握し、迅速に支援介入ができるようになりました。引き続き、医療機関と早期かつ適切な情報連携のもと事業を実施していきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	新生児聴覚検査	担当課	健康福祉課
事業内容	聴覚障害の早期発見・早期治療を図るために、新生児に対して実施する検査です。		
現状・課題	・新生児聴覚検査が任意受診の検査になり、希望していない方もいます。新生児訪問の際に未実施であれば受診の勧奨をしていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	未熟児養育事業	担当課	健康福祉課
事業内容	母子保健法に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた場合に対象になります。		
現状・課題	・近年対象児がいません。対象児がいた場合は経済的負担につながります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	担当課	健康福祉課
事業内容	1ヶ月健診前に保健師が全家庭を訪問し、児の発育発達の確認や母親の育児状況の確認やメンタル面のフォロー等を行います。		
現状・課題	・現在6名の保健師で訪問を実施しています。訪問率100%と全乳児の発育発達状況と母親の育児状況の把握に努めます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	養育支援訪問事業	担当課	健康福祉課
事業内容	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者への養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師などが訪問し、養育に関する専門的相談支援を行う事業です。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・年々、訪問を必要とする件数が増えていることを踏まえ、今後も引き続き養育支援が必要な家庭への専門的な指導や助言などの支援を行います。 ・支援を必要とする家庭を見落とすことのないよう、関係機関との情報共有など連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	愛育相談	担当課	健康福祉課
事業内容	地域子育て支援センターにて子育て相談と身体測定を実施します。		
現状・課題	・月1回、大方地域、佐賀地域ともに実施しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	産後ケア事業	担当課	健康福祉課
事業内容	身体的・心理的に不安を抱える方や授乳等に対する支援として、助産師・保健師が訪問をし、保健指導やケアを行います。		
現状・課題	・医療機関ではなく、在宅訪問によるもので、相談は助産師への母乳相談やメンタル相談が主になっています。今後も利用についての周知を図っていきます。		
今後の方向性	令和7年度より「通所型」・「宿泊型」を追加して実施予定です。		

事業名	産前・産後サポート事業	担当課	健康福祉課
事業内容	妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員等が不安や悩みを傾聴し、相談相手(寄り添い)を行います。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、6名の母子保健推進委員がいます。 ・母子保健推進委員による全戸訪問のなかで、身近な相談相手として寄り添うことに加え、母子保健事業や地域子育て支援センターの紹介をしていただくことで、それらの事業利用者の増加につながっています。今後も地域で相談しやすい体制づくりを実施していきます。 		
今後の方向性	継続実施		

(2)乳幼児と安心して暮らせる環境づくり

- ・ペアレントトレーニング
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・チャイルドシート購入補助事業
- ・乳幼児医療費助成
- ・児童手当
- ・ファミリーサポートセンター事業



事業名	ペアレントトレーニング	担当課	健康福祉課
事業内容	保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察し、特徴を理解し、子どもの特性を踏まえた関わり方(ほめ方・しかり方)を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少することを目的としたトレーニングを実施します。		
現状・課題	・受講後は、子どもに対する望ましいポジティブな行動が増えるなど前向きな育児につながっています。今後、父親の参加も呼び掛けていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	担当課	教育委員会
事業内容	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供などを行う事業です。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、町内1か所で3事業(いっしょに遊ぼう、おでかけ広場、フリーデー)を実施しております。 ・佐賀おでかけ広場の利用者が増加しております。 ・今後も地域や関係機関と連携しながら事業内容の充実を図り、子育て家庭の交流の場の提供につなげていきます。 ・遠方地域の子育て家庭の人も利用しやすくなるよう対策を検討します。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	一時預かり事業	担当課	教育委員会
事業内容	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型は町外の幼稚園の利用となり、幼稚園型以外については、大方中央保育所、佐賀保育所の2か所で実施しています。 ・今後もニーズが高まることが想定されることや、保護者の急なニーズにも対応できるよう、引き続き提供体制の整備に努めます。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	チャイルドシート購入補助事業	担当課	健康福祉課
事業内容	チャイルドシートを購入した金額の2分の1の額(100円未満を切り捨てた額・上限1万円)を補助する事業です。		
現状・課題	・乳幼児のシート着用が義務付けられていることから購入の負担軽減につながっています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	乳幼児医療費助成	担当課	健康福祉課
事業内容	0歳児から高校3年生までの子どもの入院および通院の自己負担額全額助成を実施し、子育て家庭の負担軽減に努めています。		
現状・課題	・令和6年度より高校生まで対象を拡大しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	児童手当	担当課	健康福祉課								
事業内容	<p>0歳から高校修了までの児童(18歳到達後最初の3月31日までにある人)が対象となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>0歳～3歳未満(第1子・第2子)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前(第3子以降)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～18歳(第1子・第2子)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～18歳(第3子以降)</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>			0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円	3歳～小学校修了前(第3子以降)	30,000円	3歳～18歳(第1子・第2子)	10,000円	3歳～18歳(第3子以降)	30,000円
0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円										
3歳～小学校修了前(第3子以降)	30,000円										
3歳～18歳(第1子・第2子)	10,000円										
3歳～18歳(第3子以降)	30,000円										
現状・課題	・令和6年度より対象が高校生まで延長し、多子加算が増額しております。										
今後の方向性	継続実施										

事業名	ファミリーサポートセンター事業	担当課	健康福祉課
事業内容	乳幼児や小学生などの子どものいる子育て中の保護者と援助を行うことを希望する人が会員となり、放課後の児童の預かり、習い事への送迎などの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です		
現状・課題	・子育て世帯の仕事と育児の両立のために事業を実施していきます。		
今後の方向性	第3期計画期間内の実施を検討します。		

(3) 将来を見据えた子どもの育ちの支援

- ・エキスパート事業(保育所巡回相談)
- ・歯科保健事業
- ・食育の推進
- ・図書館活動
- ・各種スポーツ大会・教室



事業名	エキスパート事業(保育所巡回相談)	担当課	健康福祉課
事業内容	保育所で発達が気になる子どもへ対応について、言語聴覚士等が介入し、技術的指導を行う事業です。		
現状・課題	・専門的な発達評価を行い、保護者や保育士等へ個々の発達の状態や特性に応じてのかかわり方の助言により、子どもの成長を促すことができています。		
今後の方向性	継続実施(令和7年度より町事業として実施)		

事業名	歯科保健事業	担当課	健康福祉課
事業内容	歯科検診や歯科指導、はみがき教室(歯っぴい教室)、フッ素洗口等を継続して実施し、乳幼児の口腔衛生の維持と保護者の意識向上に努めています。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱えた家庭が増えてきています。 ・健診自体に参加しない家庭に対する対応が必要です。 ・協調性より個の意識の方が強くなってきています。 ・フッ素洗口に懸念を抱く家庭に対する対応が必要です。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	食育の推進	担当課	健康福祉課・教育委員会
事業内容	<p>乳幼児健診時の栄養士による栄養指導や、幼児から中学生とその保護者を対象にした料理教室等を通じ、食育の大切さを伝える取り組みを推進しています。</p> <p>学校では、栄養教諭が月別目標に沿って給食指導をし、給食メモ(毎日)で、学校や子どもたちに、食材の生産者や栄養などの情報提供をしています。家庭に対しては、給食だよりを月1回発行し、返信欄を使った双方向の情報提供に努めています。</p> <p>また、給食試食会等の実施や、特産品を使った献立・郷土料理を提供することで学校給食を通じて、保護者や地域を巻き込んだ食育を推進しています。</p>		
現状・課題	・各学校で食育の大切さを周知するとともに、子どもでも簡単に作れる料理を教えるよう取り組んでいます。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で食べたことがないものを、給食で初めて知る・体験するということが出ています。 ・中学生に対する取り組みが薄くなっている状況です。 ・教室開催後にアンケートを実施しても、提出のない家庭が必ずあり、状況をつかむことができない家庭があります。 ・給食指導や給食だよりの発行で提供した情報が、どれだけ知識となり実践しているかという確認が取れていません。 ・地域の食文化や行事食などを提供しても食べ慣れていない(家庭で調理しない)という理由で残食になることがあります。
今後の方向性	継続実施

事業名	図書館活動	担当課	教育委員会
事業内容	<p>子どもの本離れを防ぎ、図書館をもっと好きになってもらえるよう、読み聞かせ等の活動を実施しています。</p> <p>また、ブックスタート事業やセカンドスタート事業を実施し、絵本や図書カードの配布を行っています。</p>		
現状・課題	・学校図書館相互の連携が不十分です。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	各種スポーツ大会・教室	担当課	教育委員会
事業内容	<p>健やかな体と健全な精神の育成を図るために、スポーツを通じた活動を実施しています。</p>		
現状・課題	・スポーツ団体や子ども会による各種スポーツ大会を開催しているが、少子化により参加者が減少傾向にあります。		
今後の方向性	継続実施		

基本目標2. 豊かな心を育てる環境づくり（小学生～高校生まで）

(1) 子どもの安心・安全を提供する

- ・放課後児童健全育成事業
- ・通学用ヘルメット助成事業
- ・安全な通学路の確保
- ・安全な学校環境の整備



事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後子ども教室推進事業)	担当課	教育委員会
事業内容	放課後や長期休業中等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。		
現状・課題	・現在、佐賀交流センターみらい、入野小学校、湊川ふれあいセンター、三浦小学校の4か所で放課後子ども教室を実施しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	通学用ヘルメット助成事業	担当課	教育委員会
事業内容	保育所・小学校において、交通安全教室を実施しています。 また、通学時の安全を守るため、通学用自転車ヘルメットの補助(一人:3,000円)を行います。 ※県の補助1,000円が別途加算される見込みがあります。		
現状・課題	・保育所・小学校で交通安全教室を実施し、中学生には通学用自転車ヘルメットの補助を行っています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	遠距離通学助成金	担当課	教育委員会
事業内容	黒潮町立中学校へ通学する生徒のうち、遠距離にある住居から通学する生徒の通学費の助成を行うことにより保護者負担を軽減します。 6～8 km 450円×11月(8月除く) 8～10 km 500円×11月(8月除く)		
現状・課題	・遠距離の自転車通学の生徒に対する助成を行っています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	安全な通学路の確保	担当課	教育委員会
事業内容	通学路安全対策連絡協議会や、街頭交通安全指導などを引き続き実施し、安全な通学路環境の整備を進めていきます。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーや子ども見守り隊を中心に、通学路の危険箇所では街頭指導を行い、子どもの事故等を未然に防ぐ取り組みを行います。 ・危険箇所には子ども見守りカメラを計画的に設置していきます。 ・こどもサポートセンターが警察、学校と連携して巡回車（青色回転灯設置）による防犯巡回を実施し、子どもに見える啓発活動を行います。 ・何かあったときに子どもが助けを求められるよう、地域における避難拠点として、子ども110番の家（80件）のさらなる普及に努めています。 ・不審者情報が多発した場合、町内放送を利用して地域全体に注意喚起を行います。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	安全な学校環境の整備	担当課	教育委員会
事業内容	<p>小・中学校の耐震補強は完了しています。</p> <p>保育・教育施設の長寿命化計画に基づき、定期的な点検とそれに基づいた施設の改修を行うことで、効率的に安全で快適な環境を整えていきます。</p> <p>落下防止対策及びバリアフリー化を進める一方で、脱炭素化に向けた施設整備の検討を行っていきます。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した学校が多いため、緊急性の高いものから順次改修を行っています。照明設備のLED化や体育館等の非構造部材の耐震改修、学校施設への太陽光発電設備を設置するなど、省エネルギー化が今後必要になります。 ・町内の全小・中学校に緊急通報装置の設置が完了しています。引き続き設備の維持を行い、学校への侵入者対策の強化を図ります。 		
今後の方向性	継続実施		

(2)多様な教育環境の整備

- ・文化振興事業
- ・子ども広場
- ・中学生海外派遣事業
- ・家庭における人権教育の推進
- ・児童館事業
- ・検定料補助事業
- ・副教材購入支援事業
- ・黒潮町公設塾



事業名	文化振興事業	担当課	教育委員会
事業内容	町内の子どもを対象とした文学賞「あかつき賞」の表彰を実施するとともに、佐賀文化展、大方の秋まつりの開催等、子どもが文化にふれる機会の提供を行います。		
現状・課題	・作品の発表の場として多くの来場があり、児童生徒の活動意欲の向上に繋がっています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子ども広場	担当課	教育委員会
事業内容	こどもサポートセンターが中心となり、学校外活動を通じ、幅広い人との交流や体験をすることで、子どもたちの自主性、社会性、協調性が養われるよう、豊かな心の育成に取り組んでいます。		
現状・課題	・日頃家にこもりがちな子どもたちの休日の過ごし方を見直すきっかけとなっています。 ・単なる学校外活動の提供に終わらず、そこに教育の要素を加え、子どもたちが自ら考え判断し、仲間と協力しながら、問題や課題を見つけ出し解決していく力「生きる力」を身に付ける活動活動に取り組んでいます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	中学生海外派遣事業	担当課	教育委員会
事業内容	外国の文化に直接触れる機会を設け、異文化交流の体験など日常では体験できない経験を積むことで、国際性豊かな人材の育成を目的として実施されます。		
現状・課題	・中学3年生を対象に、ニュージーランドの学校との交流やホームステイを体験する内容となっています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	家庭における人権教育の推進	担当課	教育委員会
事業内容	黒潮町内すべての小・中学校での人権教育参観日、PTA人権問題研修会を実施することにより、家庭(保護者等)に対する人権教育を推進します。また、保護者団体等に対して、それぞれの課題に応じた学習の機会(じんけん出前講座等)を提供します。		
現状・課題	・保護者団体等が主体的に人権課題について学習する機会の支援策として、既存の人権啓発・教育に関する事業(じんけん出前講座等)が活用できることを広く周知する必要があります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	児童館事業	担当課	地域住民課
事業内容	<p>大方児童館、佐賀児童館ともにNPO法人に委託しています。</p> <p>人を大切にすることを学び、あらゆる差別をなくするために行動できる、また、互いに協力し合い、支え合う仲間づくりができる子どもの育成に取り組んでいます。</p> <p>両児童館ともに毎月主催事業を開催し、それぞれの館で参加募集を行い、時には、大方、佐賀と合同での開催も行っています。</p> <p>また、放課後や土曜日など子どもの居場所として児童館の果たす役割は大きく、安心して子どもを預けられる場所として取組を進めています。</p>		
現状・課題	<p>・子どもの数が減少し、解放子ども会に参加している子どもも年々少なくなっています。</p> <p>・共働き世帯が増え、放課後や休日に子どもだけで過ごさなければならない家庭や、親子の交流、保護者同士の交流を持つことが難しくなっています。</p>		
今後の方向性	親子や保護者同士が交流できる場の充実に取組んでいきます。		

事業名	検定料補助事業	担当課	教育委員会
事業内容	児童生徒の学習意欲の向上を図ることを目的に実施される各種検定の受験に係る保護者負担の軽減を目的に支援しています。対象検定は、英語検定、漢字検定、数学検定、簿記検定(対象者要件あり)です。		
現状・課題	令和5年度は小学校8件、中学校71件、高校36件の検定料補助を行いました。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	副教材購入支援事業	担当課	教育委員会
事業内容	町内の小中学校で使用する教科用図書以外の教材(副教材)について、経済的負担の軽減を目的に支援しています。		
現状・課題	小中学校で精査された副教材の購入について公費で購入しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	黒潮町公設塾	担当課	企画調整室
事業内容	<p>黒潮町公設塾は、「黒潮町進学塾コンパス」と称し、町内に居住する高校生および大方高校に在籍する生徒を対象とした町営の塾です。</p> <p>公設塾の運営を委託した講師により、基礎学力の向上、個性や才能を伸ばす機会を提供し、生徒の皆さん一人ひとりの希望進路の実現に向けて、全力でサポート・応援をします。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高校1年生と2年生を対象にしています。 ・入塾料、月謝は無償です。 		
今後の方向性	継続実施		

基本目標3. 多様な子育て環境を支援する

(1)ひとり親家庭への支援

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭医療費助成事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業



事業名	児童扶養手当	担当課	健康福祉課
事業内容	ひとり親、または父母に代わって児童を養育している人に対して手当を支給します。		
現状・課題	・添付書類が多く、申請に手間がかかるため、申請者の支援が必要になります。また、申請の際に、ひとり親のための困りごとや悩みを伺うことで、早い支援につながるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	担当課	健康福祉課
事業内容	ひとり親、または父母に代わって児童を養育している人に対して窓口で支払う保険対象分(3割負担分)に相当する額を助成します。		
現状・課題	・対象となる方に漏れなく事業が周知されるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	担当課	健康福祉課
事業内容	ひとり親、または父母に代わって児童を養育している人に対して、高校・大学等への就学資金、生活資金、就学支度資金、住宅資金などを無利子または低金利で貸付を行う事業です。		
現状・課題	・対象となる方に漏れなく事業が周知されるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

(2)障がい児支援の充実

- ・心身障がい児(者)福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・難聴児童補聴器購入費助成
- ・小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業
- ・育成医療
- ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援
- ・放課後デイサービス
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・自発的活動支援事業



事業名	心身障がい児(者)福祉手当	担当課	健康福祉課
事業内容	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳 A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に対して、1年に1回10,000円を支給します。		
現状・課題	・対象となる方に漏れなく事業が周知されるよう努めていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	特別児童扶養手当	担当課	健康福祉課
事業内容	国民年金法の1級及び2級に相当する程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を自宅で養育している父又は母で、前年又は前々年の所得が一定額(特別児童扶養手当法で定める額)未満である者に対して支給する手当です。		
現状・課題	・対象となる方に漏れなく事業が周知されるよう努めていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	難聴児童補聴器購入費助成	担当課	健康福祉課
事業内容	身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児が補聴器を購入する際に助成する制度です。		
現状・課題	・現在、活用している方は1名ですが、必要な方に事業が周知されるよう努めていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業	担当課	健康福祉課
事業内容	厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病を患う児童に対して必要な日常生活用具の給付を行います。		
現状・課題	・近年対象となる方はいませんが、必要な方に事業が周知されるよう努めていきます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	育成医療	担当課	健康福祉課
事業内容	厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病を患う児童に対して必要な日常生活用具の給付を行います。		
現状・課題	・近年対象となる方はいませんが、必要な方に事業が周知されるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	児童発達支援	担当課	健康福祉課
事業内容	未就学の地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自発的な活動ができるよう必要な知識、技術の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行います。		
現状・課題	・町内に事業者はなく、四万十市の事業所が当該サービスを提供しています。 ・月に約2名の利用があります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	保育所等訪問支援	担当課	健康福祉課
事業内容	保育所等を訪問し、障がいを抱えた子どもが集団生活に適應することができるよう支援を行います。		
現状・課題	・町内に事業者はなく、宿毛市の事業所が当該サービスを提供しています。 ・月に約1名の利用があります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	放課後デイサービス	担当課	健康福祉課
事業内容	小学生～高校生までの地域の障がい児が通所し、学校授業の終了後等に事業所で生活能力の向上のために必要な訓練等必要な支援を行います。		
現状・課題	・町内に事業者はなく、四万十市および宿毛市の事業所が当該サービスを提供しています。 ・月に約20名の利用があります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	特別支援教育就学奨励費	担当課	教育委員会
事業内容	小・中学校の特別支援学級に通われている児童・生徒のうち、教育委員会が援助を必要と認めた方へ学用品費や給食費など教育費の一部を援助しています。		
現状・課題	・小中学校を通じて保護者へ案内するなど支援を必要とする方に事業が周知されるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	自発的活動支援事業	担当課	健康福祉課
事業内容	障がい抱えた人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。		
現状・課題	・現在、保護者交流会(障がい児の保護者の交流の場所づくり)を主催している「くろしおっこなかまの会」を支援しています。		
今後の方向性	継続実施		

(3)生活困窮・要支援家庭への支援

- ・就学援助
- ・宮川奨学資金
- ・子育て支援短期事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・不登校対策
- ・児童虐待防止



オレンジリボンは子ども虐待防止の象徴です。

事業名	就学援助	担当課	教育委員会
事業内容	町内の小・中学校に通われている児童生徒のうち、下記対象の方へ学用品費や給食費など教育費の一部を援助しています。援助の対象者は、 要保護……生活保護受給者 準要保護…就学に経済的にお困りのご家庭で、教育委員会が援助を必要と認めた方 です。		
現状・課題	・学校や関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする方に事業が周知されるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	宮川奨学資金	担当課	教育委員会
事業内容	優秀な生徒で高等学校以上の学校に入学ならびに在学し、修学の志を有するにもかかわらず、経済的理由により修学または入学困難と認められる方に対する奨学資金です。		
現状・課題	・生徒からの申請に基づき、宮川奨学資金資格選考委員会の意見を聴いて貸与を決定しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子育て支援短期事業	担当課	健康福祉課
事業内容	保護者の疾病や病気など一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、ショートステイとトワイライト(夜間預かり事業)があります。		
現状・課題	・町ではショートステイ事業のみ実施しており、四万十市の児童養護施設や町内外の養育里親に委託して実施しております。 ・虐待防止の一助となっている一方、受け皿となる資源が不足しております。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子育て世帯訪問支援事業	担当課	健康福祉課
事業内容	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。		
現状・課題	・ネグレクト家庭などの支援につながると期待されます。		
今後の方向性	令和7年度より実施予定です。		

事業名	不登校対策	担当課	教育委員会										
事業内容	<p>不登校児童生徒及び保護者への支援のため、拠点施設「くじらる一む」に教育相談員を配置し、不登校児童生徒の成長を促す仕組みを実施しています。また、総合センター内の「かつおる一む」も随時開設しています。</p> <p>大方中学校には、サポートルーム(校内適応指導教室)を常設し、不登校対策教員を配置し不登校児童生徒をいつでも受け入れる体制を整えました。ICTを活用し、遠隔で授業を受けられる環境を整えています。</p> <p>また、小学校段階で宿泊合宿や一日体験入学を実施し、中学校区ごとの仲間づくりに取組み不登校の未然防止に努めています。</p>												
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「くじらる一む」にはスクールソーシャルワーカー(SSW)、教育相談員を配置し、支援がすぐに受けられる状態を維持しています。 ・スクールソーシャルワーカーは、保護者、学校、関係機関との連携を図るとともに、各校の支援会議に参加するなど支援を行っています。 ・支援の必要な子どもに限らず、保護者や教師が相談できる先として、臨床心理士等の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、心のケアを行います。 ・3日以上長期欠席児童生徒については、毎月欠席状況を調べ、その詳細について学校へ聞き取りに伺っているが、不登校児童生徒の個に応じた対応や学習環境の整備についてはこれから体制を整えていく必要があります。 ・不登校児童生徒数(30日以上) <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23人</td> <td>54人</td> <td>16人</td> <td>11人</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規の不登校児童生徒は減少傾向にあります。</p>			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	23人	54人	16人	11人	12人
R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
23人	54人	16人	11人	12人									
今後の方向性	継続実施												

事業名	児童虐待防止	担当課	健康福祉課・教育委員会
事業内容	<p>子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の協働により児童虐待防止に努めます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報共有し、支援策を協議します。また、子ども家庭支援チームを中心として教福連携(教育部局と福祉部局の連携)による要保護家庭の早期発見・早期対応、未然防止に取り組めます。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会については、当協議会の円滑な運営について確認する代表者会議(年1回)、各機関の実務担当者が支援方針を確認共有する実務者会議(年3回)、各ケースの進捗状況や支援方針、リスクランクを健康福祉課と教育委員会で確認する定例支援会議(2月に1回)、各ケースの担当者が課題に対する具体的支援策や役割分担等を確認共有する個別ケース検討会議(随時)を開催しています。 ・子ども家庭支援チームでは、2月に1回、児童福祉、母子保健、教育委員会で実施し、「気になる家庭」のケースの共有や支援方針について都度確認しております。 ・地域ネットワークの強化として、関係機関向けの研修を毎年開催しております。 		
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 		

(4)その他の支援施策

- ・共働き・共育ての推進
- ・子育てに関する情報発信
- ・あそび場の確保
- ・こども家庭センター
- ・地域子育て応援機関

事業名	共働き・共育ての推進	担当課	健康福祉課・教育委員会
事業内容	男性の育児休業推進をはじめとする共働き・共育てを推進するため、周知・広報・啓発につとめます。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査では、男性の育児休業の取得率が10年前から変わっていません。 ・こども家庭庁の推進する共働き・共育ての施策の周知・広報・啓発につとめ、行政や教育機関などが率先していきます。 		
今後の方向性	・継続実施		

事業名	子育てに関する情報発信	担当課	健康福祉課・企画調整室
事業内容	<p>子育てに関する悩みや相談、問い合わせの窓口を明確にし、多岐にわたる子育て情報が必要な方に届くよう工夫して発信をしていきます。</p> <p>また、児童・生徒が安心・安全にインターネットから自ら情報を取得したり、相談できるような仕組みをつくっていきます。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「困ったときにはとりあえずここに連絡すればよい」という窓口を明確にし、印刷物、ホームページ、SNSなどで周知します。 ・多岐に渡る子育て支援事業を利用者が困難なく入手できるようリーフレットを作成します。 ・子ども専用のホームページの設置について検討していきます。 		
今後の方向性	・継続実施		

事業名	あそび場の確保	担当課	健康福祉課・教育委員会・産業推進室
事業内容	子どもが安心・安全に遊べる場所の確保に努めます。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町管理の公園の遊具の点検や改修を継続して行っています。 ・休日や放課後における学校体育施設・ふれあいセンターなどの開放を行います。 ・児童館や県立施設(幡多青少年の家、土佐西南大規模公園)など公共施設について、管理者等と子どもの利用促進を検討していきます。 		
今後の方向性	・継続実施		

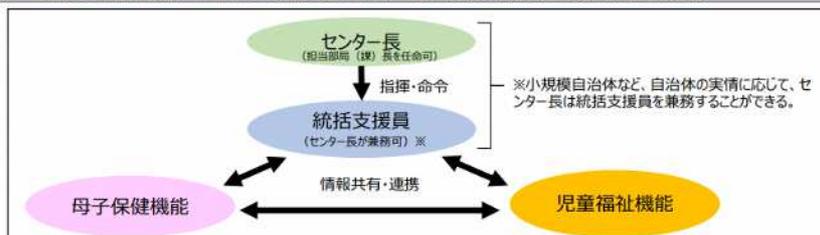
事業名	こども家庭センターの設置	担当課	健康福祉課
事業内容	法改正により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関がこども家庭センターです。現在の子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の2つの機能を統合させ、コーディネーターとして統括支援員を配置することとなっています。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の連携が取れております。 ・専任の統括支援員の配置が人的資源の不足により困難です。 		
今後の方向性	・令和8年度をめどに設置します。		

事業名	地域子育て応援機関	担当課	教育委員会
事業内容	法改正により保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を設置することとなっています。		
現状・課題	・現状、地域子育て支援センターがこの役割を担っています。		
今後の方向性	・別途このような機関を設置する予定はありません。		



こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母子並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。(改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照)

- 【要件】**
1. 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市区町村子ども家庭総合支援拠点)双方の機能の一体的な運営を行うこと。
 2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。(※)
 3. **母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。**
 4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
 5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一の名称)を称すること。
- (※) …小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



基本目標4. 教育・保育および地域子育て支援の充実

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 提供区域について

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項において、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

この提供区域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもの住む場所から容易に移動することが可能なこと区域として定めることとなっており、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることなども踏まえる必要があります。

本町においては、教育・保育提供区域を 1 圏域(全町)と設定し、効率的な資源の活用を可能にし、町内のニーズに柔軟に対応するよう努めることとします。

(2) 教育・保育の3つの認定区分について

認定区分	対象者	提供施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園及び認定こども園は現在実施しておらず、令和2年度からの1号認定および2号認定教育の量の見込みも極めて少なくなっていますが、今後もニーズを的確に把握し、必要に応じて認定こども園への移行などについて検討します。

保育所は大方中央保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の4か所でサービスを提供しています。今後も子ども達が心身とも健やかに成長していけるよう、保育サービスの質の向上を目指し、サービス内容の見直しや職員研修の促進を図ります。また、安全で安心して保育サービスの提供ができる施設づくりにも取り組みます。

1号認定(幼稚園・認定こども園)

(単位:人)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0	0
② 確保方策	教育・保育施設	2	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	合計	2	0	0	0	0	0
実績		1					

2号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	保育	170	155	147	136	122	108
	教育	0	0	0	0	0	0
	合計	170	155	147	136	122	108
② 確保方策	教育・保育施設	190	190	190	190	190	190
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	合計	190	190	190	190	190	190
実績		156					

3号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	0歳児	25	18	18	22	22	22
	1・2歳児	90	86	74	70	70	80
	合計	115	104	92	92	92	102
② 確保方策	教育・保育施設	130	130	130	130	130	130
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	合計	130	130	130	130	130	130
実績		92					

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

◆延長保育事業 **担当課:教育委員会**

保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間においては 11 時間、保育短時間においては 8 時間を超えて保育を引き続き保育を実施する事業です。

現在、大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の 4 か所で 8 時間の保育短時間認定を受けている子どもについて実施しており、今後も引き続き実施します。

11 時間の保育標準時間を越える保育については、ニーズを的確に把握し、必要に応じて実施を検討するなど、保育所との連携を図ります。

(単位:人)	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み	68	65	65	65	65	65
②確保方策	68	65	65	65	65	65
実績	63					

◆乳児等通園支援事業 **担当課:教育委員会** ※令和 6 年子ども・子育て支援法改正による新規事業 (こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付事業です。

令和8年度を目途に事業を開始する予定です。

◆放課後児童健全育成事業(再掲) **担当課:教育委員会**

放課後や長期休業中等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。放課後子ども教室がこれに当たります。

現在、佐賀交流センターみらい、入野小学校、湊川ふれあいセンター、三浦小学校の4か所で放課後子ども教室を実施しています。

【低学年】

(単位:人)		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み	1年生	41	42	33	23	28	25
	2年生	35	39	42	33	23	28
	3年生	34	34	39	42	33	23
	合計	110	115	114	98	84	76
②確保方策	1年生	41	42	33	23	28	25
	2年生	35	39	42	33	23	28
	3年生	34	34	39	42	33	23
	合計	110	115	114	98	84	76
実績		125					

【高学年】

(単位:人)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	4年生	22	47	34	39	42	33
	5年生	26	20	24	17	20	21
	6年生	8	17	19	22	17	19
	合計	56	84	77	78	79	73
②確保方策	4年生	22	47	34	39	42	33
	5年生	26	20	24	17	20	21
	6年生	8	17	19	22	17	19
	合計	56	84	77	78	79	73
実績		66					

◆地域子育て支援拠点事業(再掲) **担当課:教育委員会**

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供などを行う事業です。

現在、町内1か所で3事業(いっしょに遊ぼう、おでかけ広場、フリーデー)を実施しており、今後も地域や関係機関と連携しながら事業内容の充実を図り、子育て家庭の交流の場の提供につなげていきます。

また、遠方地域の子育て家庭の人も利用しやすくなるよう対策を検討します。

(単位:人回/月)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	242	221	221	221	221	221
②確保方策	242	221	221	221	221	221
実績	221					

◆一時預かり事業(再掲) **担当課:教育委員会**

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所や幼稚園その他の場所で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型は町外の幼稚園の利用となり、幼稚園型以外については、大方中央保育所、佐賀保育所の2か所を実施しています。今後もニーズが高まることが想定されることや、保護者の急なニーズにも対応できるよう、引き続き提供体制の整備に努めます。

【幼稚園型】

(単位:人日/年)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		0	488	488	488	488	488
②確保方策	人日/年	0	488	488	488	488	488
	か所	0	1	1	1	1	1
実績		240					

【幼稚園型以外】

(単位:人日/年)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		405	405	405	405	405	405
②確保方策	人日/年	405	405	405	405	405	405
	か所	2	2	2	2	2	2
実績		221					

◆病児保育事業について **担当課:教育委員会**

児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等を行う事業です。

現在、病児保育事業は、施設整備に加え、人材の確保、医療機関との連携も必要なことから、現段階で事業実施の見通しはありません。広域での実施も視野に入れ近隣市町村の動向も踏まえ情報収集に努めていきます。

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業について **担当課:教育委員会**

幼稚園や保育施設等で実費徴収を行うことができるとされている給食の副食材料費および日用品・文房具等の購入に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

「教材費・行事費等(給食費以外)」対象:生活保護世帯等に属する児童

「給食費(副食材料費)」対象 :低所得者・多子世帯等に属する児童

町内保育所については給食費(副食材料費)はすべて無償化となっております。

◆多様な事業者の参入促進・能力活用事業について **担当課:教育委員会**

新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育支援、地域における就学前児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援の3事業があります。

町内に対象となる事業者は現在ありません。

◆ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(再掲) **担当課:健康福祉課**

乳幼児や小学生などの子どものいる子育て中の保護者と援助を行うことを希望する人が会員となり、放課後の児童の預かり、習い事への送迎などの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

計画期間内の実施を検討します。

◆子育て短期支援事業(再掲) **担当課:健康福祉課**

保護者の疾病や病気など一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、以下の2つがあります。

現在、町外の児童養護施設 若草園でショートステイを実施しており、今後も引き続き実施するとともに、利用を希望する人が円滑に利用できるよう関係機関と連携するとともに、事業の周知に努めます。

【短期入所生活援助事業(ショートステイ)】

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。(宿泊を伴います。)R6年度は、要保護児童の保護者のレスパイトによる利用が多くありました。虐待防止の一助として利用されております。

(単位:人日/年)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	1	15	15	15	15	15
②確保方策	人日/年	1	15	15	15	15
	か所	1	1	1	1	1
実績	15					

【夜間養育等事業(トワイライト事業)】

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

現在、実施しておりません。

◆子育て世帯訪問支援事業(再掲) **担当課:健康福祉課** ※令和4年児童福祉法改正による新事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和7年度より事業を開始予定です。

(単位:人日)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	-	104	104	104	104	104
②確保方策	-	104	104	104	104	104
実績	-					

◆妊婦健康診査(再掲) **担当課:健康福祉課**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、母子健康手帳の交付時に妊婦一人につき14枚の受診券を配布しており、県内の各医療機関での健診が可能となっております。今後も引き続き実施するとともに、受診率の向上を図ります。また、妊娠届について早めに届け出を行ってもらえるよう周知していきます。

(単位:人・回)		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	対象妊婦数	46	36	35	34	33	32
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	504	490	476	462	448
②確保方策	対象妊婦数	46	36	35	34	33	32
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	504	490	476	462	448
実績 対象妊婦数		39					
延べ健診回数		624					

◆乳児家庭全戸訪問事業(再掲) **担当課:健康福祉課**

1ヶ月健診前に保健師が全家庭を訪問し、児の発育発達の確認や母親の育児状況の確認やメンタル面のフォロー等を行い、母子の心身の健康増進に努めます。

現在6名で訪問を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、訪問率100%と全乳児の発育発達状況と母親の育児状況の把握に努めます。

(単位:件)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	46	37	36	35	34	33
②確保方策	46	37	36	35	34	33
実績	39					

◆養育支援訪問事業(再掲) **担当課:健康福祉課**

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者への養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師などが訪問し、養育に関する専門的相談支援を行う事業です。

現在、6名の保健師が訪問を実施しています。年々、訪問を必要とする件数が増えていることを踏まえ、今後も引き続き養育支援が必要な家庭への専門的な指導や助言などの支援を行います。

また、支援を必要とする家庭を見落とすことのないよう、関係機関との情報共有など連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。

(単位:人回/年)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	38	45	45	45	45	45
②確保方策	38	45	45	45	45	45
実績	45					

◆利用者支援事業 **担当課:健康福祉課**

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用に当たっての相談への対応、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整などを行う事業です。

令和5年度末までは「母子保健型」として実施し、子育て支援の利用に関する相談への対応や必要な助言を行っており、「子ども家庭センター型」として引き続き実施するとともに、利用したい人が利用できるよう事業の周知に努めます。

(単位:か所)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
実績	1					

◆妊産婦等包括相談支援事業(再掲) **担当課:健康福祉課** ※令和6年子ども・子育て支援法改正による新事業

妊娠届出時より妊婦等に対して面談等により、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

年3回の面談を基本とし、ハイリスク妊婦等に対しては面談回数を増やすなどの対応を行います。

(単位:回)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込	妊娠届出数	36	35	34	33	32
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計数	108	105	102	99	96
②確保方策		108	105	102	99	96
実績						

◆産後ケア事業(再掲) **担当課:健康福祉課** ※令和6年子ども・子育て支援法改正による新事業

身体的・心理的に不安を抱える方や授乳等に対する支援として、助産師・保健師が訪問をし、保健指導やケアを行う事業で、令和7年度より「通所型」「宿泊型」を追加して実施予定です。

(単位:人日)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	15	18	18	17	17	16
②確保方策	15	18	18	17	17	16
実績						

◆親子関係形成支援事業 **担当課:健康福祉課** ※令和4年児童福祉法改正による新事業

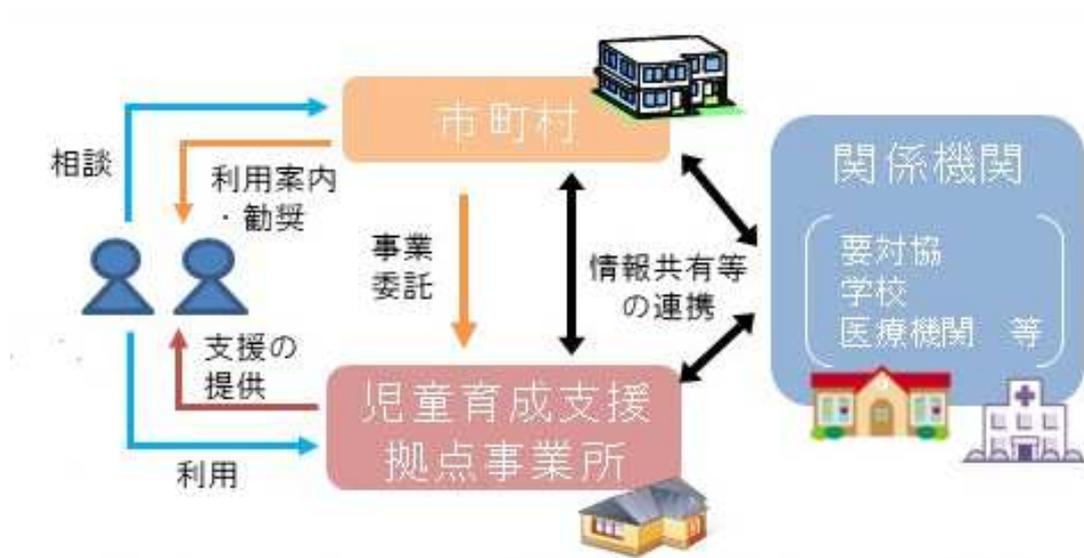
子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークやロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談、助言を実施する。また、同じ悩みや保護者同士がお互いに悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業。

当町では以前より同様の事業であるペアレントトレーニング事業を実施しているため、実施見込はありません。

◆児童育成支援拠点事業 **担当課:健康福祉課** ※令和4年児童福祉法改正による新事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。

当事業の実施見込はありませんが、広域での実施も含めて今後他市町村とも連携していきます。



第5章 計画の推進・点検体制

1. 推進体制

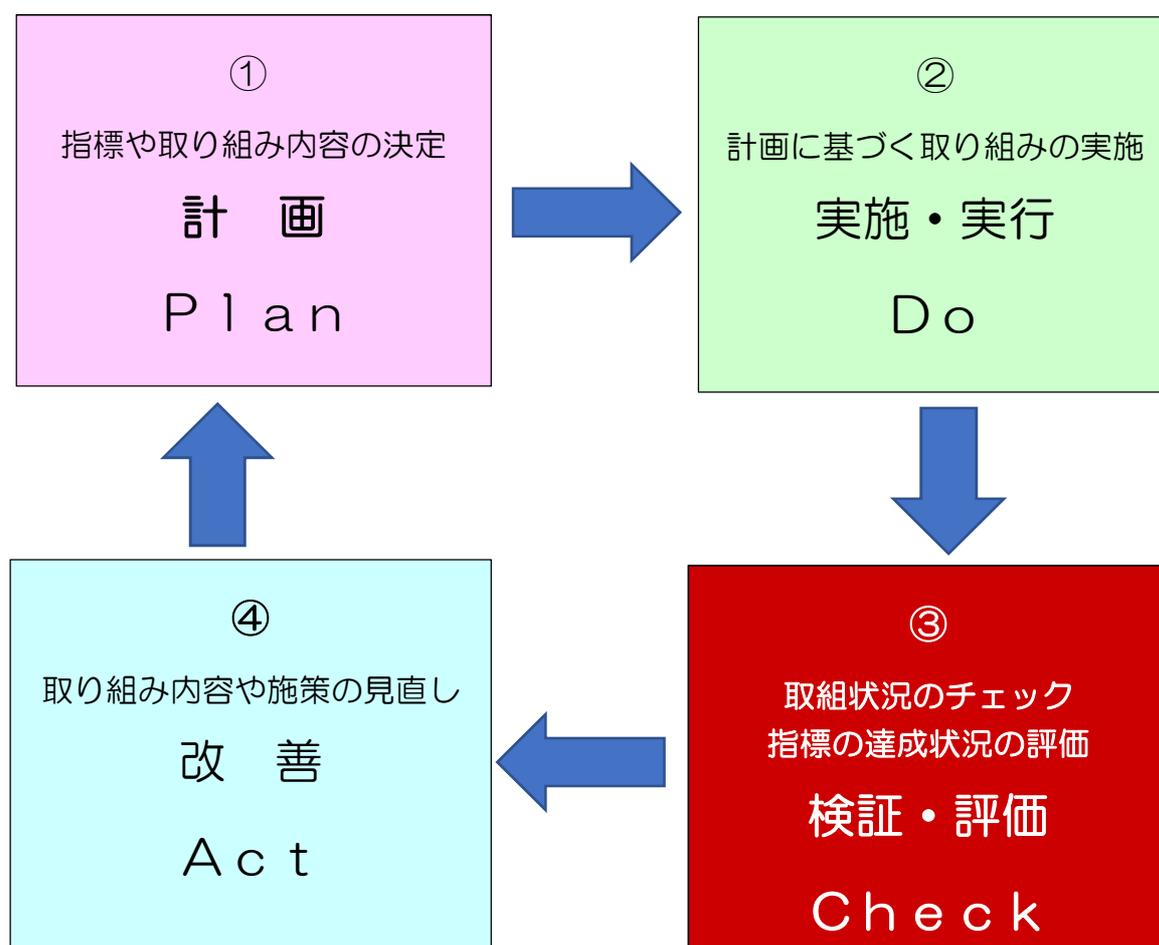
本計画は子育てに関わるさまざまな分野の関わりが必要であることから、行政だけではなく家庭をはじめとする、保育所、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関や団体等と連携を図り、本町一体となって子育て環境の充実に取り組みます。

また、行政組織内において関係各課が連携し、事業の実施等について情報交換・共有を行うことで総合的な施策の推進に努めます。

2. 計画の評価・確認等

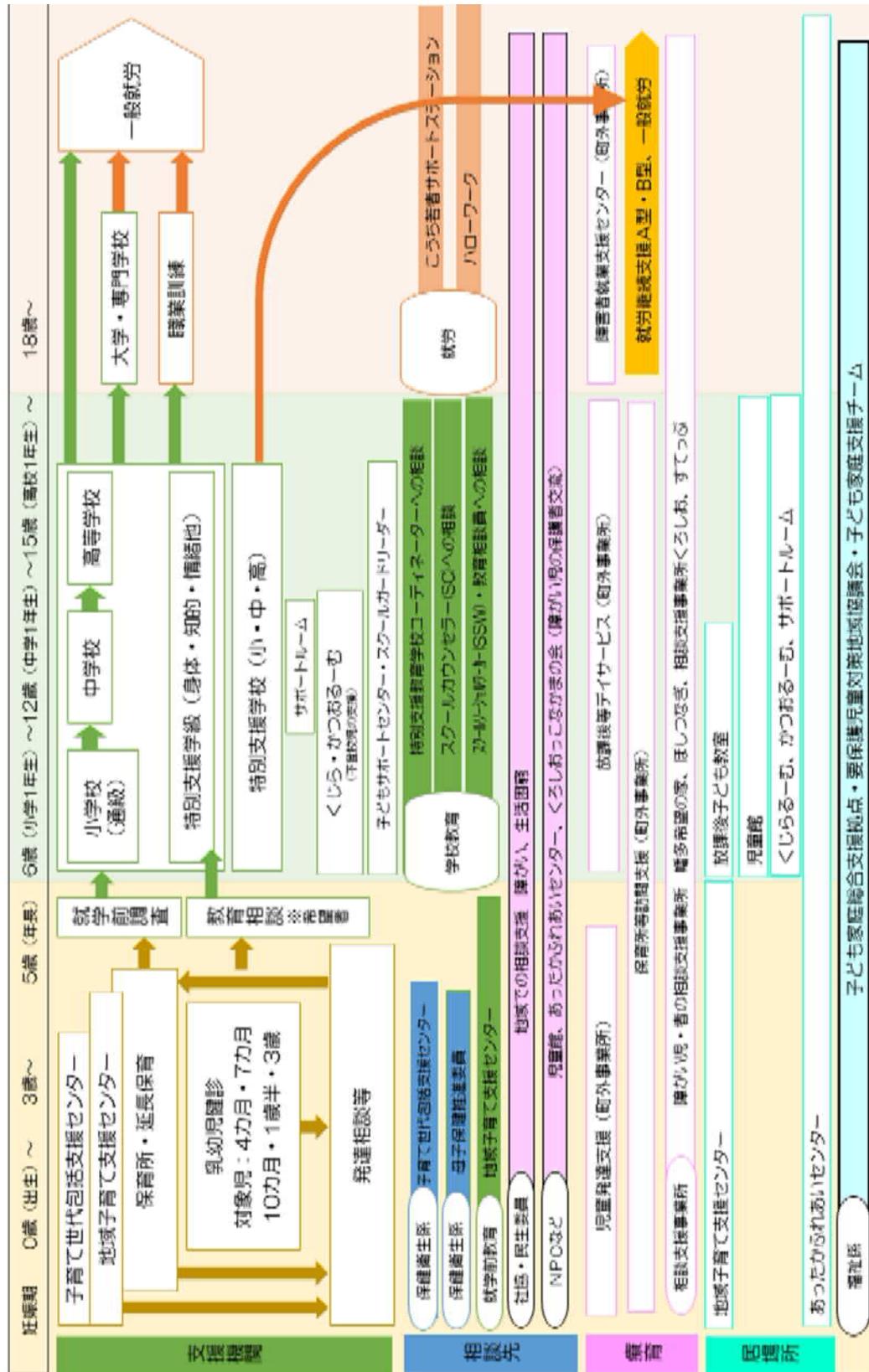
本計画で定めた教育・保育事業および地域子育て支援事業の量の見込みや提供体制、各施策や事業について、定期的な進捗管理と評価を行います。

また、各関連部局や「黒潮町子ども・子育て会議」においては、PDCA サイクルのプロセスを踏まえて計画の進行管理に努めます。



1. 施策一覧表

黒潮町の子どもの育ちを支える体系図



黒潮町の子どもの育ちを支える支援一覧

妊娠前	妊娠期	0歳（出生時）～	3歳～	5歳（年長）	6歳（小学1年生）～	12歳（中学1年生）～	15歳（高校1年生）～	18歳～
全般家庭					生涯学習係 文化振興事業（あかつき賞等）			
					生涯学習係 子ども広場			
					生涯学習係 中学生海外派遣事業			
					人権係 家庭での人権教育の推進			
					町民総務係 児童館			
					学校教育係 特定科補助事業			
					学校教育係 副教材購入支援事業			
						企画振興係 黒潮町公設塾		
								経済的支援
								経済的支援
ひとり親								
障害児								
困窮								
要支援家庭								
その他								

2. 策定経過

【子育て支援に関するアンケートについて】

項目	子ども・子育てニーズ調査 (就学前児童)	子ども・子育てニーズ調査 (小学生)
調査対象者	町内在住の就学前児童(0~5歳) の保護者	町内在住の小学生の保護者
調査期間	令和6年9月3日(火) ~9月18日(水)	令和6年9月3日(火) ~9月18日(水)
調査方法	保育所配布・回収または 郵送配布・回収による本人記入方式	小学校配布・回収または 郵送配布・回収による本人記入方式
配布数	289 件	364 件
有効回収数	200 件	270 件
有効回収率	69.2%	74.1%

【子ども・子育て支援会議等について】

- 令和6年10月21日(月)……令和6年度第1回黒潮町自立支援協議会子ども部会
障がい児福祉サービス・障がい児相談支援等について
- 令和6年10月29日(火)……令和6年度第1回黒潮町子ども・子育て支援会議開催
子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について
- 令和6年11月19日(火)……令和6年度第2回黒潮町子ども・子育て支援会議開催
第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画(案)について

【パブリックコメントについて】

意見募集期間:令和7年2月10日(月)~令和7年2月28日(金)まで

意見の提出方法:Eメール、FAX、郵送、持参

ホームページにて周知し、1件のパブリックコメントを収受。

3. 黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例

平成25年12月20日

条例第49号

(設置)

第1条 次代の黒潮町を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、黒潮町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 支援会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びその他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査、審議する。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他次世代の社会を担う子どもの育成に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 支援会議の円滑な運営及び所掌事務に係る特定の事項について調査し、会議に付する事項を検討するために作業部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、支援会議の議事その他支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年黒潮町条例第45号)の一部を次のように改正する。

4. 黒潮町子ども・子育て支援会議運営規則

平成25年12月20日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例(平成25年黒潮町条例第49号)第7条の規定に基づき、黒潮町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、書面をもって会議に代えることができる。

6 書面による会議は、委員の過半数の承諾書をもって成立し、議決は承諾した委員の過半数の承認を必要とする。

(庶務)

第3条 支援会議の庶務は、健康福祉課福祉係において処理する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5. 黒潮町子ども・子育て支援会議委員名簿

区分	所属	氏名
小・中学校校長	小・中学校校長会代表 (田ノ口小学校)	東 卓志
児童主任委員		鳥海 奈美
保護者	佐賀地域保育所保護者会長 (佐賀保育所)	武内 愛
保護者	大方地域保育所保護者会長 (くじら保育所)	植田 稜弥
保護者	PTA 連合会副会長 (拳ノ川小学校 PTA 会長)	千光士 司
保護者	PTA 連合会副会長 (南郷小学校 PTA 会長)	金平 智史
保育所	保育所長会長 (大方中央保育所)	畠中 陽子
教育委員		浜田 康太郎
NPO 法人はらから	代表理事	川崎 健太郎
NPO 法人しいのみ	生活支援コーディネーター	宮地 泉
子育てサークル	くろしおっこなかまの会	宮地 康子
母子保健推進委員		成子 美和
社会福祉協議会	事務局長	矢野 幸子
行政	教育次長	岡本 浩
行政	健康福祉課長	野村 晃稚